

産業廃棄物処理施設の整備における 公共関与のあり方について

平成20年3月 岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会

目 次

1 はじめに		
(1)目的	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1
(2)現状把握の必要性	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	2
(3)検討項目の整理とデータの収集項目および方法	•••••	2
2 岐阜県が取り組むべき公共関与のあり方		3
(1)産業廃棄物処理施設の整備における県の「規制」について		
産業廃棄物処理施設等の設置許可等における手続き	•••••	4
適正処理の確保	•••••	1 0
(2)産業廃棄物処理施設の整備における県の「支援」について		
排出事業者に対する支援	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1 7
処理業者(収集運搬業者、処分業者)に対する支援		2 2
リスクコミュニケーションの構築のための支援		2 6
施設の立地にかかるインセンティブ	•••••	2 9
(3)産業廃棄物処理施設の整備における県の「給付」について		
県による産業廃棄物処理事業の実施	•••••	3 1
(4)産業廃棄物に関する県の「広報」について		
産業廃棄物の処理に関する県民理解の促進		3 9
3 おわりに	•••••	4 2
・岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会の活動状況 委員会の開催状況 ワーキンググループの開催状況 その他の活動状況 ・委員会委員一覧 ・委員会活動に協力いただいた方々		4 3 4 4 4 5 4 7 4 8
2-2- 2-1 H 201 - 100 0 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1		

(別冊) 委員会議事録 委員会資料

1 はじめに

(1)目的

岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会(以下「委員会」という。)は、県内で排出される産業廃棄物の適正処理および再資源化の推進を目的として、県内の産業廃棄物処理の現状把握、課題抽出等を行い、公共関与による産業廃棄物処理施設の整備等について検討するため、平成18年8月、県知事の委嘱を受け設置されたものである。

当委員会が依頼を受けた具体的内容は、県内の産業廃棄物処理の現状把握、将来予測、課題抽出等を行い、県の公共関与による産業廃棄物処理施設の整備について、必要となる施設の形態、県による公共関与の要否、公共関与の具体的な手法、建設促進のためのインセンティブ、県と市町村との連携、候補地選定などを検討することであった。

しかし、当委員会では、県内の産業廃棄物処理の現状を踏まえたうえで、県の公共関与による施設の設置を前提とせず、地球環境村推進構想などこれまで県が行ってきた産業廃棄物処理施設の整備に関する事業を総括し、公共関与のあり方を白紙に戻した上で一から検討を行う必要があると判断した。

そこで、産業廃棄物処理施設の整備において県がどのような公共関与を推進すべきかについて、「規制」、「支援」、「給付」 などの観点から検討し、今後県が取り組むべき施策について報告を行うこととした。

「規制」とは

法律の直接的運用によって県が産業廃棄物の処理等に関与することで、処理業者等に対し 義務等を課すことのできる公権力の行使として、県が規制の強化または緩和を行うこと。

【例】処理業の許可、処理施設の設置許可、施設の監視・指導等にかかる条例、要綱等

「支援」とは

民間主体の産業廃棄物処理を前提として、この処理が円滑に進むよう、施設整備等に関し 県が側面から支援を行うこと。

【例】優良施設の認定、事業用地の提供、事業者の研修、処理技術の研究開発、普及・啓発 活動、事業者・立地市町村等への補助・融資、など

「給付」とは

県が直営、または出えん・出資する財団法人・株式会社といった法人等により産業廃棄物 処理事業に参画していくことで、一般的には県が産業廃棄物処理事業を実施(処理施設の設 置・運営)すること。

【例】財団法人等の第3セクター、PFI事業者、直営による産業廃棄物処理事業の実施

(2)現状把握の必要性

県内においては、地球環境村推進構想の策定当時と比べ、各種法整備、リサイクル技術の発展、国内外の経済状況の変化等により、産業廃棄物処理を取り巻く環境が大きく変化しているものと考えられるため、検討にあたっては、こうした環境の変化に伴い、県内の状況がどのように変化し、現状において何が課題となっているかを把握していく必要がある。

しかし、既存のデータは県内の現状を適確に捕らえるために十分ではなく、県がどのような公共関与を推進すべきかについて検討を行える状況にないため、産業廃棄物処理に関し、様々な角度からデータの収集を行うこととした。加えて産業廃棄物処理には数々の問題が表面化していることから、産業廃棄物処理における利害関係者等から幅広く意見を求めることも必要と考えた。

これらを踏まえ、当委員会では必要なデータの収集を行い、現状の把握に努めた上で検討 を進めることとした。

(3)検討項目の整理とデータの収集項目および方法

委員会の検討項目は、マトリックス化により抽出を行った。(別紙1参照)

マトリックスの縦軸は、「現状把握」、「規制型」、「支援型」および「給付型」それぞれについて、考え得る検討課題を網羅的に抽出した。

一方、横軸は、産業廃棄物処理の流れに応じて、排出事業者、処理業者および住民とした。 このようにして整理したマトリックスの縦横軸の交点について関連づけを行い、検討に必 要としたデータ収集の要否またはデータの有無を精査したのち、必要なデータを下記により 収集し検討に供することとした。

[検討に必要としたデータの収集項目](別紙2参照)

- 県内の産業廃棄物処理の動向
- 愛知県、三重県の産業廃棄物処理の動向
- ・ 県、他県及び国の産業廃棄物処理施設の整備における施策状況
- ・ 県内の産業廃棄物処理に関する状況(粃毒素、収集産業者、処分業者、一般県民)
- ・ 県内の廃棄物処理における不適正処理等の状況
- ・ 全国の公共関与による産業廃棄物処理事業の実施状況

ほか

[データの収集方法](別紙3参照)

- · 文書照会
- 電話照会
- ・ アンケート調査
- 関係者との意見交換会
- ・ ヒアリング調査
- · 現地調査

ほか

2 岐阜県が取り組むべき公共関与のあり方

産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。) 第3条第1項において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において処理しなければならない。」と事業者の責務を規定し、同法第11条第1項において「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。」と産業廃棄物の処理主体を規定することにより、産業廃棄物の処理は事業者の責任において行わねばならないと位置づけている。

これにより、事業者がその処理責任を果たすために必要となる産業廃棄物処理施設の設置については、法第15条第1項で「産業廃棄物処理施設(中略)を設置しようとする者は、 当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなけれ ばならない。」と規定し、県がその許可を事務として行うことを定めている。

また、法第4条第2項の「都道府県は、(中略)当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。」との規定および同条第4項の「国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るように努めなければならない。」との規定の中で、県の責務を定めている。

一方、法第11条第3項では「都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理を事務として行うことができる。」と規定しており、産業廃棄物の処理責任は事業者にあるとしつつも、産業廃棄物の処理状況によっては、適正な処理を確保するために県が産業廃棄物の処理を行い得ることを定めている。

法の趣旨によれば、産業廃棄物の処理責任が事業者にあることを前提とした上で、必要となる産業廃棄物処理施設の整備に関して県が関与すべき事項は、第一には産業廃棄物の適正な処理を確保するため、法に基づく許可事務、監視指導等を行うことにより事業者に対して必要な規制を行うことであり、第二には県民や事業者に対し3Rや適正処理を推進するための啓発等、必要な支援を行うこと、さらに、これらの関与を行ってもなお産業廃棄物の適正な処理が確保されない場合には、第三として、県が処理することが必要であると認める産業廃棄物について、自らその処理を行うことである。

こうした原則を踏まえ、産業廃棄物処理施設の整備等に関し、岐阜県が取り組むべき公共 関与のあり方について提言する。

(1)産業廃棄物処理施設の整備における県の「規制」について

産業廃棄物処理施設等の設置許可等における手続き 現状認識

産業廃棄物処理施設は、事業者の事業活動に伴って排出された産業廃棄物の処理を行う施設であり、無秩序な産業廃棄物の処理による生活環境への悪影響を防止し、適正な処理をもって環境保全に寄与する役割を担うもので、その設置は、法のもとで一定の基準を満たした施設を県知事が許可することにより行われるものである。

現在、県内の様々な事業活動から多種多様の産業廃棄物が排出されており、それらの多くは、県内各地に設置された産業廃棄物処理施設によって処理がなされ、生活環境が保全されている状況にある。また、産業廃棄物のリサイクルは産業廃棄物処理施設によって行われるため、処理施設は生活環境の保全とリサイクル推進の両面から欠くことの出来ない施設であると言える。

産業廃棄物処理施設は、その設置と運営において法の基準を満たすことは勿論、あらかじめ計画地の周辺住民や利害関係者との合意を形成することが、適正な処理を推進し、生活環境の保全を図る上で極めて重要である。

このため、県では従来から法に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可手続きに加え、「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」(以下「条例」という。)および「岐阜県産業廃棄物の適正処理等に関する要綱」(以下「要綱」という。)を整備し、産業廃棄物処理施設設置時の関係住民に対する説明の実施、許可申請前の協議、許可申請書等への関係自治会の同意書添付等を義務づけるなど、地域の合意形成等に関して一定の要件を設けている。しかし、これらの規程の運用にあたっては、事業者、関係住民の双方にとって様々な課題が顕在化してきている。

したがって、県は従来の規程を見直し、新たな規程の整備を速やかに行う必要がある。

主な課題点

【合意形成のための手続きとして】

(県の姿勢)

・産業廃棄物処理施設は、本来、産業廃棄物の適正処理により環境保全に寄与する施設であるにもかかわらず、一般的に迷惑施設としてその立地を拒まれることが多い施設である。また、その用地選定や施設の設置・運営が適切に行われない場合、周辺環境に大きな影響を与える恐れのある施設であるため、事業者の法令遵守の徹底や高い事業遂行能力が求められる。そのような性格を持った施設の設置にあたっては、事業者と関係住民は互いに利害が相反する関係であることを前提とし、合意形成を図る努力を重ね、互いの信頼関係を構築する必要があるが、現行の規程では合意形成に向けた具体的な県の関与は無い。

(手続きの手順、利害関係者の範囲と役割、履行確認)

・事業者が関係住民に対して周知すべき計画の内容や周知方法、対象者、時期および期間等が具体的に定められていないため、事業者個々のノウハウに任せた対応とならざるを得ず、事業者と関係住民とが互いに向き合い、説明会を行い、意見を交換する等によって合意形成や信頼関係を築いていく仕組みとなっていない。また、事業者による関係住民への周知が、いつ、どこで、誰に対して行われたかなど、実施状況の把握、履行の確認が県においてなされていない。

(情報公開と透明性)

・関係住民には、事業者の計画について知らされないまま、事業者、地元の一部関係者、県、 市町村との間で計画が進みかねないとの不安が常にあり、計画に関する情報が広く公開されないまま手続きが進む可能性があることに不信感がある。

¦(住民の意見と事業者の見解)

・関係住民が計画について事業者から説明を受け、事業者に対して住民が意見を述べる機会 と、住民の意見を受けて事業者が見解を述べる機会とが確保されていない。

(合意形成の見極め)

・事業者と関係住民との合意形成において、誰が何をもってその見極めを行い、許可申請等 の手続きに移行させるのかが具体的に定められておらず、県は許可申請時に添付された同 意書の存在のみで合意形成がなされたとみなしている状況にある。

(事業者の育成と排除)

・現行手続きは、地域との信頼関係を築きつつ高いレベルで事業を遂行する能力を持った優良な事業者の育成や、適正かつ円滑な事業運営の推進につながっていない。また、不適正な処理を行う恐れのある事業者を排除する仕組みとなっていない。

(生活環境影響調査の位置づけ)

・法の規定によりその設置にあたって生活環境影響調査が必要となる産業廃棄物処理施設に ついて、周辺地域の環境保全を図るためには関係住民の意向が生活環境影響調査の実施に 反映されることが望ましいが、現行手続きではそうした仕組みとなっていない。

【「住民同意」のあり方として】

(対象者と範囲)

・現行の規程では、住民同意の対象範囲の決定を市町村長に委ねており、範囲の基準が不明確である。また、関係住民個々ではなく関係自治会の同意を求めることは、自治会長へ相当な負担を強いるとともに、自治会内に軋轢を生じさせる結果につながっており、市町村および自治会へ県の責任を転嫁することにもなっている。一方、市町村と県は対等の立場であることから、対象範囲の決定について市町村長に一定の関与や権限を持たせることは不可能なことではない。

(責任の所在)

・同意書の取得で、関係住民に対する事業者の説明責任が果たされ、合意形成がなされたと する県の判断は、言い換えると同意が得られないのはすべて事業者の責任だとしているこ とに等しい。

(同意取得のプロセス)

・同意書を取得するプロセスが不明瞭なため、事業者と関係住民との信頼関係の確立および 合意形成の結果を裏づけるものとはなっていない。

(対象施設と範囲)

・住民同意の要否やその取得範囲が、施設の設置場所、種類、規模等に応じて合理的に定められていない。

(関係住民の意思)

・現行の手続きでは、住民同意をもって関係住民の意思を反映させるほかに術がない。

(同意書の有効性)

・取得された同意書が、どのような説明会で、どんな意見が交わされた結果得られたもので あるか、また同意書自体が有効なものか否かの確認が、県においてなされていない。

¦(法的効力)

・住民同意を得ることは産業廃棄物処理施設の設置許可における法的要件ではないが、県の 指導要綱において規定され、事業者に対しなかば義務的な運用がなされている。法律ある いは条例に定めのない運用は、あくまで行政指導の範疇を超えられず、事業者を拘束する ものとなっていない。

(違法性)

- ・要綱を根拠とする住民同意の有効性を争った過去の裁判例、法による規制を超えた自治体 の行政指導に対する国の指導経過によると、住民同意を事実上の許可要件とすることは法 的に無効であることが明らかである。
- ・産業廃棄物処理施設の設置許可事務が法定受託事務となったことなどから、住民同意を条例で義務づけることは、法に違反しないとする状況が整ったのではないか。

(合理性)

・迷惑施設と言われる産業廃棄物処理施設の立地において、住民同意は関係住民との合意形成の結果だとすることを精神論として論ずることは出来ても、法に基づく許認可は、環境に対する影響等を審査するものであり、そもそも住民の賛成反対を問うべき性格のものではない。

取り組むべき施策

【合意形成のための手続きとして】

(県の姿勢、利害関係者の範囲と役割)

・産業廃棄物処理施設の設置における事業者と関係住民との合意形成を図るため、手続き上の県の関与と責任および利害関係者の範囲と役割を明確化した規程を整備する。

(対象施設と範囲)

・産業廃棄物処理施設の種類や規模により環境影響の程度が異なることから、住民合意形成 の対象範囲をそれぞれ区分して明確化する。

(手続きの手順、住民の意見と事業者の見解、情報公開と透明性、事業者の育成と排除)

・関係住民に対する計画内容の周知を徹底し、関係住民等の意見およびその意見に対する事業者の見解を公開するなどの手順を定め、施設の種類や規模に応じて、設置許可に至るまでに事業者が行わなければならない手続きを明確に規定し、透明性を確保する。

(履行確認、合意形成の見極め)

・県において、計画周知の実施状況、事業者と関係住民との合意形成状況等を把握し、その 見極めを行うための仕組みを構築する。

(生活環境影響調査の位置づけ)

・生活環境影響調査を必要とする産業廃棄物処理施設においては、調査の内容に関係住民の 意見が反映される仕組みを検討する。

【「住民同意」のあり方として】

産業廃棄物処理施設の設置許可手続きにおいて、合意形成の必要があるとする意見は一致したところだが、「住民同意」を許可要件とすることについては、法が求める手続きの中では極めて困難だとの見方が委員の中にある。これは、産業廃棄物処理施設の設置にあたっては、法に定められた要件を県が審査し許可不許可の判断を行わねばならず、「住民同意」は法が要件としていないからである。県が行政指導として要綱に規定しているのもこうした理

由によるものと考えられる。

一方、委員の中には、「住民同意」の条例化も視野に入れ、引き続き許可要件として求めていくべきだとする意見がある。また、「住民同意」について事業者の多くが現状維持を求めていること、県民の多くが一層の強化を求めていることも明らかである。しかし、法が「住民同意」を許可要件としていない以上、現実的な対応としては従来どおり行政指導の範疇で運用するほかないので、事業者を拘束するものとはなり得ない。他方、拘束力を伴う規程をもって義務化することが可能か否かは司法の判断次第となることから、違法の判断が示された場合、「住民同意」の意義が根本から失われてしまう可能性がある。

このように、「住民同意」を許可要件とすることは、事業者と住民が極めて脆弱な制度に依存することになるので、事業者や住民が期待する説明会の確保、信頼関係の構築、住民の関与等については、他の方策をもって担保していくことも検討すべきではないかと考えられる。

「住民同意」の許可要件化を肯定する立場

(責任の所在、法的効力、違法性)

・地方分権一括法による地方自治体への権限委譲、行政事件訴訟法による原告適格拡大の観点から、手続きの中での住民同意にかかる根拠規定を条例に盛り込む。

(関係住民の意思)

・住民同意をもって産業廃棄物処理施設設置の可否に関与できるよう、関係住民へ一定の権 限を付与する。

(対象者と範囲、同意書の有効性)

・住民同意の対象を関係自治会等から関係住民個人とするよう見直したうえで、同意書の有 効性を県において確認する。

「住民同意」の許可要件化を否定する立場

(責任の所在、法的効力、違法性)

・要綱に基づく住民同意の取得は、法に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可要件でない ため、合法的で拘束力を伴う根拠規程の整備は極めて困難であることから、許可要件とし ない。

(同意のプロセス、関係住民の意思、合理性)

・住民同意の取得を許可要件とせず、事業者と関係住民とが向き合い、住民意見が尊重されるなかで合意形成や信頼関係を構築できる仕組みを整備する。

当委員会としては、「住民同意」のあり方について意見を一本化するには至らなかったため、上記のとおり両者の意見を尊重し両論併記することとしたので、今後県の責任において、現行手続きの継続、住民同意要件の条例化、または他の方策による担保など、適切な措置を講じられたい。

上記の対応策に準じた手続きのフローの例を別紙のとおり示す。(別紙参照)

ただし、フローに示した合意形成の仕組みについては様々な手法や考え方があることから、 委員会において意見の異なる部分はその旨の注釈を加えている。また、制度化にあたっては 次の点に配慮されるよう要請する。

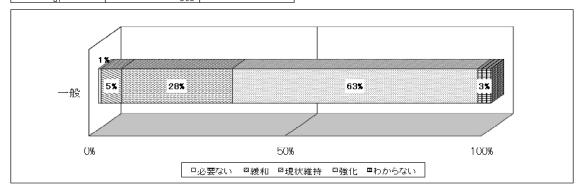
- ・事業計画の内容、生活環境に与える影響等を関係住民が十分に把握することが可能である こと。
- ・関係住民の意見が生かされ、生活環境の保全と利害関係者の信頼関係の構築に寄与するものであること。

検討に要した関連データ

一般県民に対するアンケート結果

○処理施設の設置について条例や要綱などにより手続き上の規制を行うこと

	一般	割合
必要ない	2	1%
緩和	16	5%
現状維持	86	28%
強化	191	63%
わからない	10	3%
計	305	

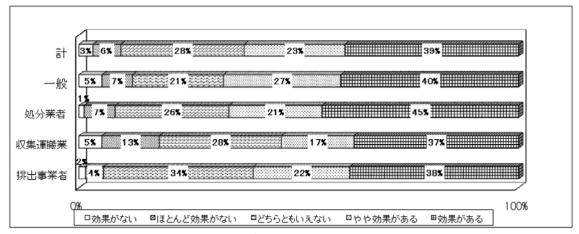


(手続きの透明性確保に関連するデータ(第7回委員会資料)より抜粋)

事業者、一般県民に対するアンケート結果

O1	往	民	意(D	効	棏	른

	排出事業者	収集運搬業	処分業者	一般	計
効果がない	7	6	1	18	32
X/JXC/7 " & C 1	2%	5%	1%	5%	3%
ほとんど効果がない	19	15	6	24	64
(ac/ocx)jæ//*ac·	4%	13%	7%	7%	6%
どちらともいえない	158	32	22	71	283
C 5/5/C 00 1/2 80 1	34%	28%	26%	21%	28%
やや効果がある	102	19	18	92	231
(* (*X))*(1)*(2)*(2)	22%	17%	21%	27%	23%
効果がある	178	43	38	139	398
XXXX 40.0	38%	37%	45%	40%	39%
計	464	115	85	344	1,008

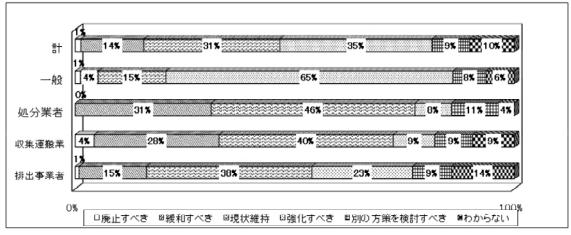


(住民同意に関連するデータ(第7回委員会資料)より抜粋)

事業者、一般県民に対するアンケート結果

○住民同意をどの様にすべきか

O EXHIBITE CONTROL OF					
	排出事業者	収集運搬業	処分業者	一般	≣†
廃止すべき	4	5	0	4	13
元正すべる	1%	4%	0%	1%	1%
緩和すべき	71	33	26	14	144
報利のみ、くら	15%	28%	31%	4%	14%
現状維持	174	46	39	53	312
-5元1八祁E1寸	38%	40%	46%	15%	31%
強化すべき	106	11	7	225	349
	23%	9%	8%	65%	35%
別の方策を検討すべき	41	10	9	26	86
73/02/J345/E1961 9 - VC	9%	9%	11%	8%	9%
わからない	66	11	3	22	102
	14%	9%	4%	6%	10%
ā†	462	116	84	344	1,006



(住民同意に関連するデータ(第7回委員会資料)より抜粋)

その他のデータ等

- ・産業廃棄物処理施設の整備における公共関与のタイプ別施策の状況(第4回委員会資料)
- ・産業廃棄物関連の規制にかかる経緯(第4回委員会資料)
- ・都道府県・政令市における産業廃棄物の処理施設設置等に係る行政指導等の実態調査(第4回委員会資料:兼松委員 提供)
- ・意見交換会開催結果(住民、処分業者)(第7回委員会資料)
- ・手続きの透明性確保に関連するデータ(第7回委員会資料)
- ・住民同意の規定とその範囲(第7回委員会資料)
- ・住民同意に関連するデータ(第7回委員会資料)
- ・現行規制の強化、緩和に関連するデータ(第7回委員会資料)
- ・意見交換会開催結果(住民第2回)(第8回委員会資料)
- ・他県における産業廃棄物処理施設設置に係る紛争の予防等のための手続きに関する規程の事例(第8回委員会資料)
- ・各都道府県における産業廃棄物処理施設設置時の住民同意取得等の状況(第8回委員会資料)
- ・「住民同意」の現状と課題点(第8回委員会資料)
- ・要綱は自治体の姿勢の反映(第8回委員会資料:兼松委員提供)
- ・「住民同意」の条例化に関する検討(第9回委員会資料)
- ・廃棄物対策の推進について(第9回委員会資料:兼松委員提供)

適正処理の確保 現状認識

法は、産業廃棄物の適正な処理をもって生活環境の保全を図ることを目的としており、県の役割は、産業廃棄物の適正な処理を確保するための具体的な施策を講じ、県民の生活環境を保全することにある。すなわち不適正処理等の防止は県が行うべき施策の一つである。

全国で表面化している産業廃棄物等の不適正処理問題は、周辺住民の生活環境に影響を及ぼす恐れが高いことから、人々の身近なゴミ問題として関心が高く、産業廃棄物の処理全体に対する信頼を低下させている要因となっている。また、県内においても各地で不適正処理事案が発生しており、産業廃棄物の処理に対する県民の不信感は高いものと考えられる。

県内の不適正処理事案を見てみると、多くは違法を承知の上で行った身勝手かつ悪質な行為によることが明らかで、これらの事案への対策は、本来、産業廃棄物の適正処理を担う産業廃棄物処理施設の整備とは切り離して検討されるべきものと考える。

しかし、こうした事案の原因究明や事案解決に向けた対応・対策が十分でなく、各地で不 適正処理が繰り返されるとすれば、県民の意識において産業廃棄物の処理に対する不信感は 一層強まり、産業廃棄物処理施設が益々地域から敬遠されることになるとの懸念がある。

このように、適正処理の確保は産業廃棄物処理施設の整備において重要な意味を持つので、 県はその施策を一層進める必要がある。

主な課題点

(構造的課題、廃掃法の限界)

・解体工事に伴って生じた廃棄物は、請け負った解体工事業者が排出者となるため、十分な 処理費用が確保されていないと不適正処理につながる恐れが非常に高い。同時に、廃掃法 に基づく行政処分は解体工事業者の業の取消等につながっておらず、処分がなされた以降 も依然として解体業は継続され廃棄物を排出し続けるため、事態が改善されにくい状況が ある。

(搬入の一時停止)

・事業者が多量の廃棄物等の持ち込みや受入れを行い、結果として処理能力を超えていると 判断される場合、不適正処理事案につながる前に搬入を一旦停止させられる規定が整備さ れていない。

(主な事案)

- ・「家屋等の解体に伴う廃棄物」「引越に伴う廃棄物」が疑われる不法投棄事例が多く発生 している。これらの廃棄物については、請け負った解体工事業者、引越業者等が排出者と され、産業廃棄物や事業系一般廃棄物扱いとなるため、処理費用を十分に確保できないな どの経済的要因から不法投棄が引き起こされると考えられる。県内においては、このよう に法に基づく処分業の許可を持たない事業者による不法投棄や不適正処理が問題である。
- ・一般廃棄物の不法投棄とされる事案であっても、生活者個人による家庭ゴミばかりではな く、引っ越しなどに伴って排出されるようなまとまった量の投棄、あるいは事業者が仕事 帰りに投棄したと思われるものが多い。

(県の対応、住民の不満)

・不適正処理事案の行為者に対する県の指導姿勢や事案解決への手法およびその効果が、周辺住民の期待に応えるものとなっていないことから、行政と住民との間に距離感を生じさせている。また、県が行為者に指導を繰り返しても、現場の状況がなかなか改善されないケースがあり、周辺住民が県に対し不満や不信感を募らせる状況を招いている。

(処理業者への影響)

・産業廃棄物の不法投棄等が、処理業者による行為だとするようなメディアの情報が多いことから、処理業者の多くが産業廃棄物処理施設で不適正な行為を行うのではないかとする 住民の意識が醸成され、結果として産業廃棄物処理施設自体の整備を阻害する要因となっている。

(中小排出事業者)

・法において排出事業者の処理責任が規定され、条例においても排出事業者が処理業者に委託処理する際の確認等を求めているが、特に中小規模の排出事業者において分別やマニフェストの不徹底など、関係法令に関する無理解や法令遵守の意識が乏しいことを指摘する意見が多い。また、小規模な事業者ほど委託処理において適正処理の確保に対する優先度が低く、処分業者の信頼性を重視しない傾向があるため、不法投棄や不適正処理につながる恐れが高い。

(土地所有者等)

・不適正処理や不法投棄事案が発生する原因として、行為者に土地の使用を認めている土地 所有者の関与、あるいは土地所有者の行為者に対する無関心や管理意識の低さが指摘され るが、これは土地所有者等に対する規制や指導が不十分なためである。

(県民協働)

・県民による監視モニター制度など、不法投棄の早期発見など情報収集等に努めようとする 仕組みは整備されているが、不法投棄等に問題意識の高い人材が活用されていないことか ら、その効果に疑問がある。

(地域の課題)

・地理的な条件のほか、地域住民のまとまりや監視意識の低い地域に不法投棄等が発生しが ちであって、これらの地域では市町村および関係機関により、地域における課題の共有や 住民意識の底上げが出来ていない状況がある。

(情報公開)

・不適正処理事案の行為者および関係する排出事業者について、現在行われている情報の公開が十分でなく、行為者および排出事業者に対する抑止効果となっていない。

(県民意識)

・県内でゴミのポイ捨てや不法投棄事案が増加する背景として、「自分のゴミは責任を持って処分する」「ゴミは捨ててはならない」という根本的な意識の低下が懸念される。一般廃棄物・産業廃棄物にかかわらず、適正な手段で処分しなければならないとする意識が、事業者を含む県民全体において欠如してきていることは見逃せない。

(処理施設との関係)

・不法投棄等は行為者の順法精神の欠如に起因するものであって、産業廃棄物処理施設の有無に直接関係するものではないにもかかわらず、近隣に施設が無いことが不法投棄等につながっているとする考え方が存在するのは、不法投棄等の事案の検証結果の公表が十分でないことによるものである。

(犯罪への対応)

・近年、法規制の強化により、相当に悪意を持った事業者が組織的かつ計画的に行動しなければ、不法投棄等を実行できない状況となっている。根本的な問題として、不法投棄は「タダより安いものはない」との確信的な犯意に基づくので、その根絶が極めて困難であることを前提とした対策がとられていない。また、そうした組織的な犯罪行為に対し、従来の行政指導で取り締まることには限界がある。

¦(住民による監視)

・制度上、事業者に対し産業廃棄物処理施設を周辺住民に公開することを求める規定が無いため、施設が塀に覆われ、住民の目が行き届かない状況下では、不適正処理が行われる恐れがある。

(技術の導入)

・不法投棄等が行われる恐れの高い地域においては、土地の形状の変化に常時目を配るとともに、行為者がその地域に廃棄物を持ち込んだという証拠を押さえる必要があるが、行為者は巧妙に実行することから人的なパトロールでは限界があり、監視技術の導入が必要不可欠である。

取り組むべき施策

(県の対応、住民の不満)

・不適正処理が疑われる事案の発見・情報入手段階から、最終的な行政代執行までを想定したフローを整理し、事案の発見から解決までの標準的な対応や事案処理の指標を明確化するとともに、これを着実に実施する。また、不適正処理事案の行為者に対する指導、措置命令等の早期実行および厳格な適用を行う。

(土地所有者等)

・不適正処理事案における土地所有者等の責任を明確化するため、県による指導を強化するとともに、罰則を設けることを含む規制強化について検討する。

(構造的課題、廃掃法の限界)

・解体工事に伴う廃棄物の適正処理を確保するため、建設リサイクル法の所管部局との連携による立入等の監視指導を強化する。また、同法に基づく規制対象工事の範囲の拡大、発注者(施主)に対する一定の処理費用負担の義務づけ、建設業、解体工事業の業の許可・登録に対する制限など、解体工事が適正に実施されるよう県独自の規制強化(建設リサイクル法の上乗せ規制)を検討する。

(主な事案、廃掃法の限界)

・問題の多い業種、業態に焦点を当て、関係機関と共同で適正処理確認や業の適正化のための立入検査を実施するなど、多面的な監視指導を実施するとともに、悪質な事業者に対する対応について関係機関と協議し、各種法令や条例等を適用した行政指導や行政処分等を一斉に行う。

(搬入の一時停止)

・事業者が多量の廃棄物等の持ち込みや受入れを行い、結果として処理能力を超えていると 判断される場合、不適正処理事案につながる前に搬入を一旦停止させられる規定を設ける などの規制強化を行う。

(県民意識)

・廃棄物処理における県民の責務について周知を徹底するとともに、その確実な履行を促し、 責務に違反した場合の対応について検討する。

(中小排出事業者)

・排出事業者(特に中小零細事業者)が産業廃棄物の処理責任を果たすよう、3Rや適正処理に関する意識の高揚と関係法令等の理解の促進を図るとともに、安易な委託処理が不適正処理事案に結びつく恐れがあることを周知徹底する。

(犯罪への対応)

・巧妙かつ組織的で悪意を持った不法投棄等の行為者への対応として、警察組織との連携を 一層強化し、早期摘発につなげる。

(県民意識、犯罪への対応)

・「不法投棄や不適正処理を許さない」とする県や県民の姿勢を県内外に強く示し続けるため、不法投棄等に対する県民の監視の目を養うための啓蒙啓発や、行為者に対する毅然とした対応、指導等を継続するとともに、それらの内容に関する情報発信を行う。

(技術の導入)

・監視機能の強化を図るため、不法投棄頻発地域における監視カメラの積極的な導入、衛星 カメラなどの最新技術の活用についての研究や実証実験の実施を検討する。

(情報公開、処理業者への影響)

・不適正処理事案の公表の対象範囲を拡大し、事案の発生原因や行為者だけでなく排出事業 者等に関する詳細な情報も積極的に公表する。

(県民協働)

- ・不法投棄等に問題意識の高い県民が、積極的に監視指導へ参加できる仕組みを構築し、官 民が連携して迅速な情報収集と早期対応を行う。
- ・産業廃棄物処理施設の周辺住民からの要請に基づき、住民自身が施設の監視を行うために 必要な知識に関する勉強会を開催する。

(地域の課題)

・不法投棄等に対する地域の監視の目を養い、防止策を強化していくため、市町村等へ働き 掛けて地域主体で行う情報交換や対策検討の場を確保する。

(住民による監視)

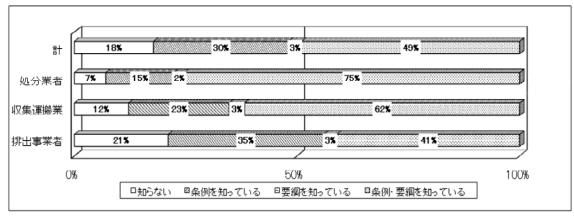
・産業廃棄物処理施設や処理状況について、周辺住民への公開を義務づける規定の整備を行 う。

検討に要した関連データ

排出事業者、収集運搬業者、処分業者に対するアンケート結果

○条例及び指導要綱の存在を知っているか

○宗例及び指导要綱の存在を知っているか						
	排出事業者	収集運搬業	処分業者	計		
知らない	99	14	6	119		
VII-21-940 -	21%	12%	7%	18%		
条例を知っている	164	26	13	203		
	35%	23%	15%	30%		
要綱を知っている	14	4	2	20		
	3%	3%	2%	3%		
条例・要綱を知っている	193	71	64	328		
Selvi asimic vino causo	41%	62%	75%	49%		
計	470	115	85	670		

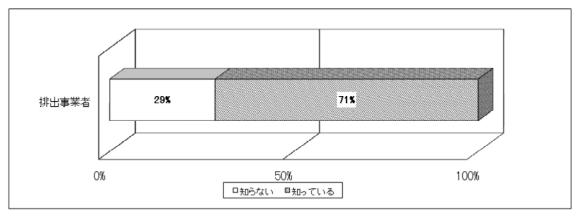


(適正処理の確保に関連するデータ(第7回委員会資料)より抜粋)

排出事業者に対するアンケート結果

○委託処理の場合の適正処理の確認義務に関する認知度

	<u>// 可TT // できまべてJIE D/O42/19 (ロネ) 2 「の D/O / U/文</u>				
	排出事業者	割合			
知らない	147	29%			
知っている	367	71%			
=+	514				



(適正処理の確保に関連するデータ(第7回委員会資料)より抜粋)

一般県民に対するアンケート結果

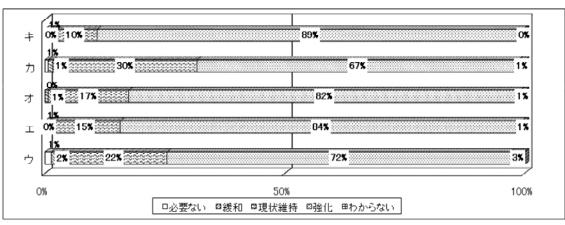
○不法投棄又は不適正処理に結びつく原因について

	一般	割合(対回答者数)
①行為者の順法精神が欠如	200	57%
②排出事業者のルールを守る意識が低い	191	55%
③処分業者のルールを守る意識が低い	189	54%
④行政の監視指導や取締りが不十分	179	51%
⑤不法投棄や不適正処理に対する県民の意識が低い	140	40%
⑥法律や条例などによる規制が不十分	126	36%
⑦土地所有者の認識や土地管理の意識が低い	113	32%
⑧県内の産業廃棄物処理施設が不足	101	29%
③ 産業廃棄物の処理料金が高い	112	32%
◎社会の廃棄物処理やリサイクルのシステムが確立されていない	125	36%
⊕その他	12	3%

(適正処理の確保に関連するデータ(第7回委員会資料)より抜粋)

○生活環境を守りつつ、産業廃棄物を適正に処理するために必要なこと

○生活環境で寸ツ ノノ	○生活環境を寸ケノフ、産業廃業物を週上に処理するにめに必要なこと					
	ウ 土地の所有 者や管理者に規 制を行うこと	エ 排出事業者に 対し指導監督を 行うこと	オ 処分業者に 対し指導監督を 行うこと	廃処理やリサイクル	キ 不法投棄等 現場の監視や取 締りを行うこと	
必要ない	4	2	0	2	3	
	1%	1%	0%	1%	1%	
緩和	6	1	2	3	1	
100	2%	0%	1%	1%	0%	
現状維持	67	45	51	91	29	
201八年17	22%	15%	17%	30%	10%	
強化	217	257	248	203	270	
3216	72%	84%	82%	67%	89%	
わからない	9	2	3	4	1	
1770-3-40.	3%	1%	1%	1%	0%	
計	303	307	304	303	304	

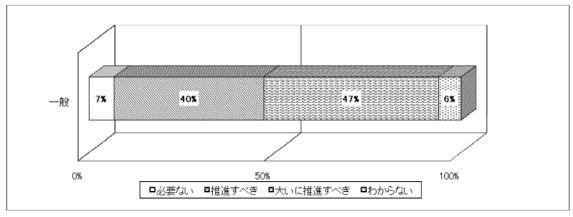


適正処理の確保に関連するデータ(第7回委員会資料)より抜粋)

一般県民に対するアンケート結果

○不法投棄や不適正処理現場の監視や取締りに地域住民が参加すること

	—— 角 登	割合
必要ない	21	7%
推進すべき	126	40%
大いに推進すべき	147	47%
わからない	19	6%
計	313	



(適正処理の確保に関連するデータ(第7回委員会資料)より抜粋)

その他のデータ等

- ・岐阜県内の産業廃棄物不適正処理事案(第2回委員会資料)
- ・県下の不適正処理の状況(平成16~18年度受理件数)(第6回委員会資料)
- ・意見交換会開催結果(住民、処分業者)(第7回委員会資料)
- ・適正処理の確保に関連するデータ(第7回委員会資料)
- ・意見交換会開催結果(住民第2回)(第8回委員会資料)

(2)産業廃棄物処理施設の整備における県の「支援」について

排出事業者に対する支援 現状認識

法の規定によれば、産業廃棄物の処理は排出元である事業者がその処理責任を負うものとされ、その責務は事業者の規模の大小によらず一律に課せられている。また、産業廃棄物はその種類や性状が様々であることから、それらを適正に処理するためには、関係法令に関する正しい知識とともに各々の廃棄物に対応した適切な処理方法の選択が求められる。さらに、近年では環境への配慮などから、3Rへの取り組みも同時に求められている。

こうした処理責任等に対応するため、事業者においては専門知識を有する人材の確保や設備の導入、処理業者への委託処理等に一定のコストが生じ、一方で、利益の確保を図るため、 それらコストの削減に向けた取り組みが重ねられている。

このような状況の中、大企業に比べ資金や人材等の基盤が脆弱な中小零細事業者は、産業 廃棄物の処理等に要するコストが経営を圧迫しやすく、適正処理の確保や3Rへの取り組み がままならないなど、数々の課題を抱えている状況にある。

したがって、産業廃棄物の適正処理や3Rの推進を図るためには、県内の排出事業者が抱える様々な課題に対応した支援策を講ずる必要がある。

主な課題点

(中小零細事業者の委託処理)

・中小零細事業者が排出する産業廃棄物は少量であることが多いので分別がし難く、その処理方法として安易に焼却や埋立処分を選択しがちである。また、少量であるがゆえに処理においてスケールメリットが働かず、委託先の選択肢が限られ、結果として処理料金や収集運搬料金が割高となって業績に影響を与えやすい。これらにより、中小零細事業者が産業廃棄物を委託処理する際、目先の安さを選択しがちとなり、委託先の信頼性やリサイクル率の高さが蔑ろにされる状況がある。

(自社処理施設)

・排出事業者が自ら破砕・選別や脱水等の減量化を行うことで、一定の産業廃棄物処理コストは削減可能だと考えられるが、設備投資への負担等を理由として、事業者単独では設備の導入に踏み切れない状況がある。

(中小零細事業者の知識や理解)

・中小零細事業者は、資金面、人材面等から産業廃棄物の処理に関する専門的な知識の蓄積 や人材配置に取り組み難いので、関係法令の理解や排出者としての処理責任の自覚、処理 業者等の情報収集能力、3Rへの意識等に乏しく、処理業者へ任せきりとなっている。そ の結果、事業者による発生抑制が進まず、マニフェストの徹底や委託先の適正処理確認な ども不十分となり、不適正処理につながる恐れが高い。

(中小零細事業者の構造)

・中小零細事業者は大企業の下請けであることが多く、日常的に製品の製造コスト削減を迫られる中で、産業廃棄物処理コストを製品に価格転嫁することが難しく、適正処理の確保と製造コスト削減との間で苦慮している状況がある。また、発注元となる大企業自身が産業廃棄物の処理施設を設置して処理することはまれであり、下請けの中小零細事業者から排出される産業廃棄物を処理する状況にはない。

(処理困難物)

・処理に課題を抱える廃棄物は業種、業態によって同じような傾向があるので、県内の地場 産業等においても、それぞれの業種等がそれぞれ共通の処理困難物を抱えている可能性が ある。

(計量施設)

・排出事業者や処理業者が廃棄物の計量施設を有していないため、委託処理を行う際に排出 事業者による処理量の管理が雑となり、過剰な処理コストの負担につながる状況がある。

(処理コスト)

・県内に大規模な工業地帯を持たない地域特性等により、排出される産業廃棄物によっては 県内に適当な中間処理施設や最終処分場を確保することが困難なため、県外処理とならざ るを得ず、結果として排出事業者における収集運搬コストの負担が大きくなっている。

(処理業者との連携)

・企業または組合等の排出事業者側と処理業者側とが互いに抱える課題を共有し、解決しようとする連携に乏しい面があり、合理的な処理システムの構築やコスト削減への取り組みがなされていない状況がある。

(県の支援体制)

・県の組織は、企業の経済活動と産業廃棄物処理等の環境活動との両面から総合的に支援する体制となっていないため、関係情報の収集・発信が縦割りで一貫性に乏しく、循環社会の構築に向けた効果的な施策のプランニング、企業への支援等が行われにくい状況にある。

取り組むべき施策

(県の支援体制)

・産業廃棄物は物やサービスの製造・生産活動の過程から生じるものであり、その発生抑制 や資源循環を進めるためには発生原因まで遡った対策が必要であるため、適正処理の確保 を担う環境部門と産業活動への支援を担う産業部門および研究開発部門とが連携した施策 の実施体制を整える。また、排出事業者が、産業廃棄物処理に関する課題や3Rへの取り 組み等に関して相談できる支援的性格を持った公的な窓口の設置を行う。

(中小零細事業者の知識や理解)

・事業者が廃棄物処理に関する社会的責任を果たせるよう、組合等の業界団体と連携し、関係法令に関する理解を促進するための啓蒙啓発活動を行う。

(中小零細事業者の委託処理、中小零細事業者の知識や理解、処理コスト)

・中小零細事業者を対象として、適正処理や3R、処理コスト削減等に向けた行動を実践させるため、専門的知識を持った人材による診断やアドバイスを実施する。

(自社処理施設)

・中小零細事業者が行う自社処理施設の設置による廃棄物の排出削減等の取り組みに対し、 補助金等による支援を行う。

(処理困難物、処理コスト)

・産業廃棄物の発生抑制や処理効率の向上、資源循環に寄与するための研究開発の実施、企業に対する技術の移転等を行う。

(中小零細事業者の委託処理)

・排出事業者が安心して委託処理を行えるよう、優良な産業廃棄物処理業者を育成、認定し、 排出事業者に対する情報提供を行う。

(自社処理施設、中小零細事業者の知識や理解、中小零細事業者の構造、計量施設)

・産業廃棄物処理において事業者共通の課題を有する組合等が、組合単位で処理システムの 構築を行う際に必要なハード支援(補助金、融資、用地提供等)とソフト支援(法的側面、 技術的側面からのアドバイス等)の実施を検討する。

(中小零細事業者の委託処理、処理コスト)

・地域に密着した産業等から排出される産業廃棄物について、地域の一般廃棄物処理施設の 処理能力に余裕が認められる場合は、可燃ゴミの確保による燃料費削減、産業廃棄物の処 理料金徴収による財源確保など、一般廃棄物処理に要するコスト削減および中小零細事業 者への支援の観点から、市町村等の協力を得て可能な範囲で「併せ処理」の実施を検討す る。

検討に要した関連データ

排出事業者に対するアンケート結果

○産業廃棄物の処理コスト(こ対する負担感(排出事業者)

	①大規模	②中規模	③小規模	計
①処理料金の負担が大きい	8 (25%)	52 (29%)	77 (26%)	137 (27%)
②運搬料金の負担が大きい	1 (3%)	5 (3%)	18 (6%)	24 (5%)
③処理料金、運搬料金ともに負担が大きい	15 (47%)	71 (40%)	107 (36%)	193 (38%)
④妥当な料金である	8 (25%)	34 (19%)	55 (18%)	97 (19%)
⑤わからない		15 (8%)	41 (14%)	56 (11%)
計	32	177	298	507

○負担が大きいと感じる理由(排出事業者)

	①大規模	②中規模	③小規模	計
①業績の影響	7 (21%)	37 (20%)	83 (28%)	127 (24%)
②処理料金の高騰(上昇)	13 (38%)	81 (44%)	86 (29%)	180 (35%)
③収集運搬料金の高騰(上昇)	4 (12%)	35 (19%)	37 (12%)	76 (15%)
④少量のため処理料金が割高		15 (8%)	36 (12%)	51 (10%)
⑤少量のため運搬料金が割高	1 (3%)	14 (8%)	49 (16%)	64 (12%)
⑥近郊に適当な処理施設がない	11 (32%)	25 (13%)	32 (11%)	68 (13%)
⑦処分業者の選択の余地がない	7 (21%)	32 (17%)	47 (16%)	86 (17%)
⑧収集運搬業者の選択の余地がない	3 (9%)	13 (7%)	11 (4%)	27 (5%)
⑨その他	1 (3%)	4 (2%)	4 (1%)	9 (2%)
計	47	256	385	688
回答者数	34	186	301	521

(事業者の支援に関連するデータ(第8回委員会資料)より抜粋)

○委託 処理における 処分業者の 選定基準

	①大規模	②中規模	③小規模	計
①以前から取引のある処分業者を選んでいる	14 (41%)	116 (62%)	201 (67%)	331 (64%)
②組合等で選定した処分業者を選んでいる		18 (10%)	23 (8%)	41 (8%)
②収集運搬業者が紹介する処分業者を選んでいる	5 (15%)	11 (6%)	8 (3%)	24 (5%)
④営業に来た処分業者を選んでいる	2 (6%)	6 (3%)	4 (1%)	12 (2%)
⑤自社で処分業者の情報を収集している	18 (53%)	39 (21%)	43 (14%)	100 (19%)
®その他	2 (6%)	5 (3%)	13 (4%)	20 (4%)
計	41	195	292	528
回答者数	34	186	301	521

(事業者の支援に関連するデータ(第8回委員会資料)より抜粋)

排出事業者に対するアンケート結果

○委託処理において重視すべき点

	①大規模	②中規模	③小規模	計
⊕特にない		10 (5%)	32 (11%)	42 (8%)
②処分業者の信頼性	32 (94%)	139 (75%)	197 (65%)	368 (71%)
③収集運搬業者の信頼性	26 (76%)	69 (37%)	67 (22%)	162 (31%)
④再資源化率の高さ	19 (56%)	40 (22%)	35 (12%)	94 (18%)
⑤処理料金	16 (47%)	97 (52%)	134 (45%)	247 (47%)
⑥収運料金	11 (32%)	45 (24%)	71 (24%)	127 (24%)
⑦その他	1 (3%)	2 (1%)	6 (2%)	9 (2%)
計	105	402	542	1,049
回答者数	34	186	301	521

(事業者の支援に関連するデータ(第8回委員会資料)より抜粋)

○発生抑制、排出抑制、再資源化等への取り組み(現在) 排出事業者

<u> </u>				
	①大規模	②中規模	③小規模	計
①特にない	1 (3%)	44 (24%)	106 (35%)	151 (29%)
②製造工程の見直しによる発生抑制	15 (44%)	41 (22%)	26 (9%)	82 (16%)
③原材料の見直しによる発生抑制	12 (35%)	21 (11%)	16 (5%)	49 (9%)
④再生資源の活用	15 (44%)	66 (35%)	105 (35%)	186 (36%)
⑤自社処理施設の導入	5 (15%)	17 (9%)	9 (3%)	31 (6%)
⑥同業他社との連携(共同処理)	3 (9%)	5 (3%)	7 (2%)	15 (3%)
⑦処分業者との連携による処理の効率化	6 (18%)	14 (8%)	27 (9%)	47 (9%)
⑧高度なリサイクル技術を有する処分業者への委託	9 (26%)	12 (6%)	20 (7%)	41 (8%)
⑨技術開発や共同研究の実施	1 (3%)	2 (1%)	5 (2%)	8 (2%)
⑩専門知識を持つ人材の配置		2 (1%)	2 (1%)	4 (1%)
①社内教育の実施	7 (21%)	42 (23%)	41 (14%)	90 (17%)
②研修会等への参加	4 (12%)	21 (11%)	24 (8%)	49 (9%)
⑬組合等による処理の合理化		5 (3%)	9 (3%)	14 (3%)
ゆ その他	3 (9%)	1 (1%)		4 (1%)
dž	81	293	397	771
回答者数	34	186	301	521

(事業者の支援に関連するデータ(第8回委員会資料)より抜粋)

○現在の取り組みにおける課題

排出事業者

排出手兼若				
	①大規模	②中規模	③小規模	計
①特になし	6 (18%)	79 (42%)	146 (49%)	231 (44%)
②設備投資の負担が大きい	14 (41%)	39 (21%)	28 (9%)	81 (16%)
③当初の計画(想定)どおり効果が得られない	5 (15%)	21 (11%)	11 (4%)	37 (7%)
④専門知識に乏しい	10 (29%)	14 (8%)	21 (7%)	45 (9%)
⑤行政支援が得られない		17 (9%)	24 (8%)	41 (8%)
⑥取引先の理解が得られない	1 (3%)	5 (3%)	10 (3%)	16 (3%)
⑦業績悪化(景気後退、市場の縮小等)	4 (12%)	22 (12%)	65 (22%)	91 (17%)
❸その他	2 (6%)	1 (1%)	3 (1%)	6 (1%)
dž	42	198	308	548
回答者数	34	186	301	521

(事業者の支援に関連するデータ(第8回委員会資料)より抜粋)

排出事業者に対するアンケート結果

○必要な支援の内容

排出事業者

<u>уштужа</u>	①大規模	②中規模	③小規模	計
①法令順守の為の啓蒙啓発活動	7 (26%)	30 (24%)	30 (20%)	67 (22%)
②融資制度(自社処理施設)		17 (13%)	24 (16%)	41 (13%)
③補助制度(自社処理施設)	3 (11%)	39 (31%)	37 (24%)	79 (26%)
④組合等への融資制度(共同処理施設)		16 (13%)	30 (20%)	46 (15%)
⑤組合等への補助制度(共同処理施設)		23 (18%)	30 (20%)	53 (17%)
⑥排出事業者。組合等への技術的支援	4 (15%)	30 (24%)	31 (20%)	65 (21%)
⑦自社処理施設設置時の住民説明への関与		14 (11%)	19 (13%)	33 (11%)
⑧適正処理や資源循環に関する制度面の助言	9 (33%)	20 (16%)	27 (18%)	56 (18%)
⑨発生抑制、減量化等に関する技術面の助言	9 (33%)	32 (25%)	41 (27%)	82 (27%)
⑩先進事例の紹介	6 (22%)	11 (9%)	21 (14%)	38 (12%)
①優良な排出事業者・施設の認定	7 (26%)	16 (13%)	31 (20%)	54 (18%)
②優良な処分業者・施設の認定	16 (59%)	45 (35%)	48 (32%)	109 (36%)
③優良な処分業者の情報提供	16 (59%)	53 (42%)	39 (26%)	108 (35%)
@事業者間のビジネスマッチング(排出事業者と再利用者)	5 (19%)	15 (12%)	10 (7%)	30 (10%)
⑮事業者間のビジネスマッチング(排出事業者と処分業者)	1 (4%)	16 (13%)	12 (8%)	29 (9%)
⑩組合等による処理施設設置に対する事業用地の提供		9 (7%)	16 (11%)	25 (8%)
⑦工業団地内での処分業者による施設設置		9 (7%)	9 (6%)	18 (6%)
®その他		5 (4%)	3 (2%)	8 (3%)
-	83	400	458	941
「②ある」と回答した数	27	127	152	306

(事業者の支援に関連するデータ(第8回委員会資料)より抜粋)

その他のデータ等

- ・事業者の支援に関連するデータ(第8回委員会資料)
- ・中小企業団体における産業廃棄物処理に関する調査(第4回委員会資料)
- ・中濃圏域の新工業団地における産業廃棄物の排出状況(第4回委員会資料)
- ・産業廃棄物処理施設の整備における公共関与のタイプ別施策の状況(第4回委員会資料)
- ・産業廃棄物処理施設の整備に関連した国の主な施策状況(第4回委員会資料)
- ・県下の一般廃棄物処理施設における産業廃棄物処理の状況(第6回委員会資料)
- ・産業廃棄物の3Rに関連する研究開発の実施状況(第6回委員会資料)
- ・意見交換会開催結果(住民、処分業者)(第7回委員会資料)
- ・企業団体ヒアリング結果(第8回委員会資料)

処理業者(収集運搬業者、処分業者)に対する支援 現状認識

産業廃棄物は排出元である事業者がその処理責任を負うものとされているが、多くは産業 廃棄物の処理業者へ委託して処理することによって適正処理を確保し、処理責任を全うして いる実情がある。

すなわち、今後、産業廃棄物の適正処理の確保や3Rの推進を図るためには、処理業者による取り組みが極めて重要であると言える。

しかしながら、処理業者が果たしている役割の認知や社会的な信頼の確立には至っておらず、特に処理業者による広報等の取り組みに関して多くの課題を抱えている。

このため、産業廃棄物の適正処理や3Rの推進を図るためには、県内の処理業者が抱える様々な課題に対応した支援策を講ずる必要がある。

主な課題点

(社会的信頼、優良事業者)

・産業廃棄物の不適正処理事案等に関する行為者の情報や原因等について、県民に正しく伝わっていない。このことから、不適正処理が産業廃棄物処理業者またはその業界全体で行われているような誤ったイメージが社会に定着しており、産業廃棄物処理施設や処理業者に対する住民の信頼が築かれ難い状況がある。また、一部の信頼性に乏しい事業者と優良な事業者との差別化が図られていない。

(社会的信頼)

・処理業者が果たす役割のPRや処理施設・処理状況の積極的な情報公開など、個々の事業者あるいは事業者団体による社会的な信頼を獲得するための努力を重ねても、一般には理解されにくい状況にある。

(法令遵守)

・処理業者における県条例等の認知度が低く、事業者としての認識が不足している。

(委託処理)

・排出事業者は関係法令に対する意識や理解が低く、処理責任の自覚にも乏しいため、産業 廃棄物を委託して処理する場合には処理業者任せとなってしまう実態がある。また、排出 事業者において分別等が徹底されないため、処理段階におけるリサイクルの向上や処理コ ストの抑制を阻害している。

(設備投資)

・処理業者がリサイクルや処理能力の向上を図るために設備投資を行う際、県の支援が得られず、処理業者の負担が大きい。

(支援体制)

・処理業者と行政との関わりは許可事務に伴う「指導」が中心であり、処理業者が抱える課題について相談できる支援的な窓口が無い。

取り組むべき施策

(優良事業者)

・優良事業者の認定制度等を推進し、処理業者における適正処理、3R等への取り組みを支援するとともに、排出事業者等への情報提供を行い優良事業者の活用を働き掛ける。

(法令遵守)

・処理業者における法令遵守の徹底や技術レベルを向上させるため、研修会の実施等による 啓蒙啓発活動を行う。

(社会的信頼)

・処理業者の役割や産業廃棄物処理の仕組み等についての理解を広げるため、事業者と連携 した啓蒙啓発活動を行う。

(委託処理、社会的信頼)

・産業廃棄物処理に関する様々な問題について各関係者相互の情報交換を行わせるため、排出事業者、収集運搬業者、処分業者、住民、NPO、行政等による意見交換の場を設ける。

(設備投資)

・処理業者が行う資源循環の推進に貢献度の高い設備投資について、支援制度を検討する。

(支援体制)

・処理業者が抱える課題等について相談できる支援体制を検討する。

検討に要した関連データ

排出事業者、収集運搬業者、処分業者に対するアンケート結果

○委託処理について困っていること

OXIIVETICOVICE	2 6 4 . 2 6 6					
		排出事業者		ID # `B HA	処分業	
	①大規模	②中規模	③小規模	āt .	収集運搬	2007末
①特にない	29 (88%)	158 (89%)	266 (93%)	453 (91%)	74 (69%)	34 (41%)
②ある	4 (12%)	20 (11%)	21 (7%)	45 (9%)	34 (31%)	49 (59%)
計	33	178	287	498	108	83

(事業者の支援に関連するデータ(第8回委員会資料)より抜粋)

処分業者に対するアンケート結果(現在の3R等への取り組み)

処分業者

_ 767 未 1	
①特にない	18 (21%)
②処理工程の見直し	30 (35%)
③最新設備、技術の導入	12 (14%)
④同業他社との連携による処理の効率化	15 (18%)
⑤排出事業者との連携による処理の効率化	13 (15%)
®技術開発や共同研究の実施	7 (8%)
⑦専門知識を持つ人材の配置	3 (4%)
⑧社内教育の実施	24 (28%)
⑨業界団体による取り組み	8 (9%)
⑩研修会等への参加	14 (16%)
①その他	0 (0%)
計	144
回答者数	85

(事業者の支援に関連するデータ(第8回委員会資料)より抜粋)

処分業者に対するアンケート結果 (現在の3R等への取り組みにおける課題)

処分業者

①特になし	20 (24%)
②設備投資の負担が大きい	28 (33%)
③当初の計画(想定)どおり効果が出ない	7 (8%)
④専門知識に乏しい	11 (13%)
⑤行政支援が得られない	12 (14%)
⑥取引先の理解が得られない	7 (8%)
⑦業績悪化(景気後退、市場の縮小等)	17 (20%)
⑧その他	2 (2%)
計	104
回答者数	85

(事業者の支援に関連するデータ(第8回委員会資料)より抜粋)

処分業者に対するアンケート結果 (今後の3 R 等への取り組み)

処分業者

9 (11%)
10 (12%)
26 (31%)
6 (7%)
17 (20%)
12 (14%)
17 (20%)
8 (9%)
5 (6%)
12 (14%)
2 (2%)
124
85

(事業者の支援に関連するデータ(第8回委員会資料)より抜粋)

収集運搬業者に対するアンケート結果(必要な支援の内容)

収集運搬

①法令順守の為の啓蒙啓発活動	26 (12%)
②融資制度(施設整備)	21 (10%)
③補助制度(施設整備)	29 (13%)
④技術的支援(研究開発、共同研究)	14 (6%)
⑤施設設置時における住民説明への関与	29 (13%)
⑥先進事例の紹介	15 (7%)
⑦優良な収集運搬業者の認定	25 (12%)
⑧優良な収集運搬業者の情報提供	23 (11%)
⑨排出事業者とのビジネスマッチング	12 (6%)
⑩工業団地内での収集運搬業者による施設設置	17 (8%)
①その他	6 (3%)
計	217
「②ある」と回答した数	69

(事業者の支援に関連するデータ(第8回委員会資料)より抜粋)

処分業者に対するアンケート結果(必要な支援の内容)

処分業者

22 (11%)
21 (11%)
35 (18%)
17 (9%)
32 (17%)
9 (5%)
19 (10%)
22 (11%)
7 (4%)
5 (3%)
4 (2%)
193
62

(事業者の支援に関連するデータ(第8回委員会資料)より抜粋)

その他のデータ等

- ・産業廃棄物処理施設の整備における公共関与のタイプ別施策の状況(第4回委員会資料)
- ・産業廃棄物処理施設の整備に関連した国の主な施策状況(第4回委員会資料)
- ・意見交換会の開催結果(処分業者)(第7回委員会資料)
- ・事業者の支援に関連するデータ(第8回委員会資料)

リスクコミュニケーションの構築のための支援 現状認識

リスクコミュニケーションとは、利害関係者(事業者、住民、行政)の間で関係施設などから発生するリスク(環境リスク)に関する情報を共有化し、対等の立場で意見を交換しあうことにより相互理解を深め、より良い関係を確立して環境リスクの低減を目指すプロセス全体を指す。

従来、事業者等から住民へ提供される情報は、住民からすると「事業者に都合の良い情報ではないか?」「住民が知りたいことに正直に答えているか?」などの不信感や不安を募らせることにつながっていた。このことは、事業者等から提供される情報が住民への一方通行になりがちなため、互いのコミュニケーションが成立していなかったことに起因するとも言える。このような状況を改善する手段として、化学物質等を排出する工場等においてリスクコミュニケーションへの取り組みが図られている。

これまで、産業廃棄物処理施設においてリスクコミュニケーションの考え方を踏まえた県の施策は無く、事業者個々のノウハウに任せた形で住民とのコミュニケーションが図られてきた。このため、事業者によっては地域住民との信頼関係を構築して事業が円滑に行われている事例もあるが、総じて、産業廃棄物処理施設や処理業者に対する住民のマイナスイメージは払拭されず、住民が抱いている不安の解消や信頼関係構築に至らないなど、数々の課題が表面化している。

県はこうした状況を改善するため、産業廃棄物処理施設におけるリスクコミュニケーションの構築に向けて2つの視点からアプローチする必要がある。一つは、事業者と住民とが意見交換等を行う接点を規程上に制度として設けること。もう一つは、その接点において事業者がどのように対応すべきかの具体的な手法等を示すことである。前者は施設設置時に事業者が負うべき手続きを定める「規制」において、後者は事業者に対する「支援」において対応すべきこととし、必要な措置を講ずる必要がある。

主な課題点

- ・産業廃棄物処理施設や処理業者に対する不信感の原因として、「施設や事業者の実態がよく分からない」「計画についての住民説明が不十分」とする住民意見が多く、事業者と地域住民とのコミュニケーションが不足している状況にある。
- ・処理業者と地域住民との信頼関係構築の過程において、行政の具体的な関与が制度上なく 事業者個々の対応に任せた状況にあり、事業者側と住民側の認識にズレが生じた場合、そ の修正が困難になるほか、後の事業運営に問題が生じやすい。
- ・産業廃棄物処理における住民の最大の懸念は、施設の立地等における環境悪化を危惧する ものであり、施設の稼動状況や環境に与える影響の度合いなど、事業者と住民とが互いに 情報と認識を共有しなければ、施設に対する漠然とした住民不安の解消や不適正処理の防 止、災害時の適切な対応等につながらない。

取り組むべき施策

- ・産業廃棄物処理施設の設置許可等における住民説明や施設の公開等の規定を明確にした上 で、説明会に必要な手順や内容を標準化したガイドラインを策定する。
- ・産業廃棄物処理におけるリスクコミュニケーションの普及を図るため、事業者向けセミナ 一等を開催する。

・産業廃棄物処理施設設置時の住民説明等を円滑に実施させるため、事業者や住民の要請に対応できる適切な進行役(ファシリテーター)解説者(インタープリター)となる人材を養成する。

検討に要した関連データ

一般県民に対するアンケート結果

○処理施設や処分業者に不信感を募らせる原因について

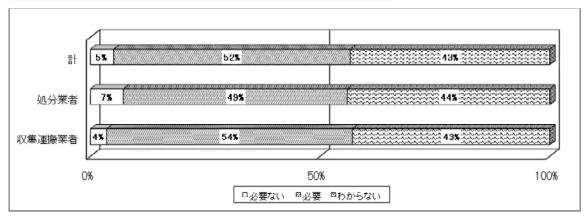
	一般	割合(対回答者数)
①産業廃棄物の不法投棄や不適正処理がある	184	53%
②処理施設の実態が良く分からない	171	49%
③処分業者の実態が良く分からない	188	54%
④処理施設の基準(安全性)が信頼できない	137	39%
⑤ 処理施設計画時に処分業者の住民説明が不十分	129	37%
⑥処理施設の計画時に行政の情報提供が不十分	115	33%
②処理施設の設置時の行政手続きが不十分	47	13%
⑧産業廃棄物が何であるかという住民の理解が不十分	130	37%
③排出事業者の産業廃棄物に関するPR不足	36	10%
⑩処分業者の産業廃棄物に関するPR不足	58	17%
⑪行政の産業廃棄物に関するPR不足	82	23%
⑫排出事業者と地域住民とのコミュニケーションが不十分	56	16%
⑩処分業者と地域住民とのコミュニケーションが不十分	105	30%
ゆ行政と地域住民とのコミュニケーションが不十分	121	35%
⑤その他(具体的に)	10	3%

(手続きの透明性確保に関連するデータ(第7回委員会資料)より抜粋)

収集運搬業者、処分業者に対するアンケート結果

○業者と住民によるリスクコミュニケーションの必要性について

	収集運搬業者	処分業者	=
必要ない	4	6	10
	4%	7%	5%
必要	61	41	102
	54%	49%	52%
わからない	49	37	86
	43%	44%	43%
計	114	84	198

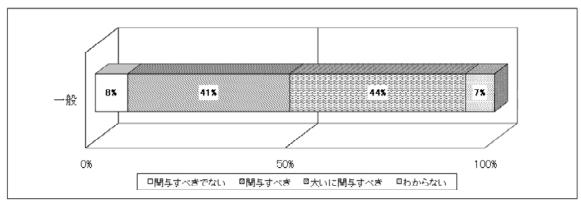


(手続きの透明性確保に関連するデータ(第7回委員会資料)より抜粋)

一般県民に対するアンケート結果

○県が処分業者と住民とのコミュニケーションの推進を図ることについて

	一般	割合
関与すべきでない	28	8%
関与すべき	140	41%
大いに関与すべき	152	44%
わからない	25	7%
計	345	



(手続きの透明性確保に関連するデータ(第7回委員会資料)より抜粋)

その他のデータ等

- ・意見交換会の開催結果(処分業者)(第7回委員会資料)
- ・手続きの透明性確保に関連するデータ(第7回委員会資料)

施設の立地にかかるインセンティブ 現状認識

産業廃棄物処理施設は一般的に必要性は認められるが近くに立地してほしくない迷惑施設だと言われる。このため、その立地にあたっては、施設整備を円滑に推進するための誘導策として、立地地域に対する何らかの支援策があって良いとする考え方がある。

こうした考え方に基づき、かつて県が推進した地球環境村推進構想において、産業廃棄物処理施設の設置に連動して市町村が周辺施設整備を行う際、県が多額の交付金を市町村に交付する制度が設けられた経緯がある。

一方、インセンティブ(処理施設受け入れの見返り策)ありきで施設整備を受け入れるとする状況は、施設に対する住民の監視意識を弱めるとともに地域内の軋轢や不公平感を生み、地域の活力を阻害するとの考え方もある。また、御嵩町における最終処分場問題を複雑化させた要因の一つとして、当該地域で県が地球環境村推進構想を推し進めようとした姿勢を指摘する声もあるなど、許可権者である県のインセンティブについては様々な課題が存在する。このため、県が産業廃棄物処理施設の整備を促進するための方策として、何らかのインセンティブを用意することの妥当性を判断することとした。

主な課題点

- ・産業廃棄物の処理責任は排出事業者が負わねばならない以上、産業廃棄物処理施設の設置 は排出事業者自身が最大限努力すべきものである。インセンティブに依存して施設整備を 行うことは、排出事業者の責任や使命を公共が肩代わりすることになる。
- ・地域に対する見返りは、金銭等の授受によって地域住民の施設に対する監視の目や客観的 な判断を失わせることにつながる恐れがある。
- ・インセンティブありきの施設整備は、事業者による適正な事業運営の確保から、地域住民 への見返りの多寡やその分配方法に論点がすり替わる恐れがある。また、自助努力による 地域づくりの活力を阻害することにもつながる。
- ・どの地域にも必要とされる施設ではなく、一般的に迷惑施設だと言われる産業廃棄物処理 施設を、地域の経済事情などの理由からインセンティブを前提として受け入れることに対 して、一概に良い悪いとの判断はできない。
- ・国の電源三法交付金による地域へのインセンティブの例もあるので、産業廃棄物処理施設 の整備に対しては、県としての施策があっても良い。

取り組むべき施策

県が民間事業者の産業廃棄物処理施設整備を促進するためにインセンティブを用意することは、事業者と住民とが信頼関係を構築するための材料とならないとともに、地球環境村推 進構想における施策の反省を踏まえ、実施すべきでない。

検討に要した関連データ

排出事業者、収集運搬業者、処分業者に対するアンケート結果

○産廃処理施設の立地地域に対するイン<u>センティブの必要性</u>

	排出事業者			旧任海鄉	加八業	
	①大規模	②中規模	③小規模	āt	収集運搬	処分業
①不要	3 (9%)	13 (8%)	15 (6%)	31 (7%)	21 (19%)	16 (19%)
②必要	21 (66%)	112 (69%)	171 (63%)	304 (65%)	52 (48%)	39 (46%)
③わからない	8 (25%)	37 (23%)	86 (32%)	131 (28%)	40 (35%)	29 (35%)
<u> </u>	32	162	272	466	113	84

〇インセンティブの具体策

0 12 02 7 12 12 7(11 3)						
	排出事業者			収集運搬	処分業	
	①大規模	②中規模	③小規模	āt	似果理放	XE 77 A
①施設が立地する自治体への交付金	8 (38%)	60 (54%)	81 (47%)	149 (49%)	21 (40%)	15 (38%)
②施設が立地する周辺道路、河川、公共施設などの整備	13 (62%)	86 (77%)	134 (78%)	233 (77%)	37 (71%)	28 (72%)
③わからない	2 (10%)	3 (3%)	4 (2%)	9 (3%)	2 (4%)	1 (3%)
④その他		2 (2%)	2 (1%)	4 (1%)	3 (6%)	2 (5%)
āt	23	151	221	395	63	46
「②必要」と回答した数	21	112	171	304	52	39

(処理施設の立地地域に対するインセンティブに関連するデータ(第8回委員会資料)より抜粋)

その他のデータ等

- ・産業廃棄物処理施設の整備に伴う立地地域への対応状況(第4回委員会資料)
- ・意見交換会の開催結果(住民第2回)(第8回委員会資料)
- ・処理施設の立地地域に対するインセンティブに関連するデータ(第8回委員会資料)

(3)産業廃棄物処理施設の整備における県の「給付」について

県による産業廃棄物処理事業の実施 現状認識

産業廃棄物の処理における法の規定では、「都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理を事務として行うことができる。」とされている。この規定によれば、県が産業廃棄物の処理を行うにあたっては「適正な処理が確保されていない(または恐れがある)産業廃棄物」の存在を明らかにし、「その処理を事務として行うこと」の必要性、妥当性を判断していく必要がある。

すなわち、県内の産業廃棄物の処理動向等から、将来にわたって適正な処理の確保が困難な産業廃棄物を特定し、その処理を県が事務として行う場合に予測される課題等を把握し、 事務として行うことの要否を判断することである。

また、産業廃棄物の処理には排出事業者、処理業者、県民等、多くの利害関係者が存在するため、これらの者が県に対してどのようなニーズを持っているのかを併せて把握するとともに、県が産業廃棄物処理事業の推進を施策として位置づけた平成6年当時の状況と現状とを照らし合わせ、検証する必要がある。

【平成6年当時の状況】

県内の中間処理施設整備の遅れ等から資源化、減量化が全国平均を下回り(岐阜県73% <全国82%)、2、3年のうちに最終処分場が不足する事態が懸念される。

その原因として

- ・産業廃棄物の排出量が増大。
- ・不法投棄や不適正処理が社会問題となり、県民が民間施設に対する安全性への不安や 不信感を持っているほか、県外廃棄物の県内処理に対する不快感がある。
- ・排出事業者は処理コストを価格転嫁できず、中間処理が進んでいない。
- ・処理事業者には高度な処理技術や環境保全対策に多額の経費が必要となるが、これらの遂行に必要な資本力、技術力が備わっておらず、民業として成り立ち難い。
- ・公共下水道の整備に伴う下水道汚泥の著しい増大。

施設の受入れに伴う地元還元施設に多額の経費を要する。

国の法制度が整備され、公共関与による産業廃棄物処理事業に対する財政支援が可能と なった。また、他県において産業廃棄物処理事業の実施例が見られる。

資源循環型社会への転換を図る必要がある。

これらの理由により、「処理施設の不足を補完し、適正処理のモデル的施設を整備する」として「地球環境村」の実現を目指した。

以上を踏まえ、県による産業廃棄物処理事業の実施について検討を行った。

主な課題点

(現状把握)

・県が産業廃棄物処理事業に乗り出した平成6年当時の状況と現在とでは産業廃棄物処理を めぐる背景が大きく変化しているにもかかわらず、そうした変化を見極めるためのデータ の蓄積が無く、従来の姿勢を踏襲するのみで現状を踏まえた施策となっていない。

¦(県内の処理能力)

- ・産業廃棄物の処理を目的とした県内外の移動状況(H16)は、中間処理目的の搬出約4 51千tに対し搬入約500千t、最終処分目的の搬出約133千tに対し搬入約149 千tとなっており、出入のバランスを見ると、中間処理、最終処分ともに搬入超過の状況 であり、総量のみから言えば、県全体の処理能力は充足していると言える。
- ・産業廃棄物の処理を目的とした県内外の移動状況を廃棄物の種類別に見ると、種類によっては県外搬出が県内搬入を上回るものがあり、それらを処理するための施設については、 県内の処理能力等が十分でない状況にある。
- ・県内には安定型の最終処分場がほとんど無く、対象となる産業廃棄物の多くが県外に運ばれて処理されている状況にある。

(最終処分場の確保)

・排出事業者としては、廃棄物の削減に努力を重ねても最終処分せざるを得ない廃棄物を排出してしまう現実があり、民間の処理業者による施設整備が進まないと、委託先となる処理業者を長期的に確保できないので、信頼のおける公共の最終処分場が整備されるメリットは大きい。

(公共の信頼性、県民の期待)

・全国各地で発覚した度重なる産業廃棄物の不適正処理事案などでは、住民に対する様々な 悪影響が指摘されている。その根本的な解決に至っていない状況において、民間事業者に よっては適正処理を確実に担保できないとする県民意識が存在し、公共による産業廃棄物 処理へのニーズにつながっている。

(公共関与の位置づけ)

・本来、環境保全を目的とした産業廃棄物処理施設が地域住民とのトラブルが原因で環境破壊の元凶と目され、解決に向けた議論が十分になされないことから対立を深め、その解決策として産業廃棄物処理への公共関与が期待されることとなった。同時に、事業者側において適正処理に関する法令遵守意識が欠如した事例が多数存在し、こうした悪循環が一層の不信感を招いて公共へのニーズがより高まった。このことは、公共による産業廃棄物処理が本質的に進むべき方向に沿わず、産業廃棄物の適正処理より、むしろ事件、事故への対応策とされてきたことを示すものであり、現時点において公共による産業廃棄物処理事業の実施は、すでに現実性を失っている。

(公共関与の判断)

・産業廃棄物処理の原理原則に立ち返り、許可権者としての県の関与に課題があるとすれば、 その課題解決に向けた施策の実行をまずは優先すべきである。よって現状では、公共が産 業廃棄物処理事業に乗り出さねば今後の適正処理に支障を来すとの判断ができない。

(公共関与の効果)

・経済活動で生じた産業廃棄物の処理のために、公共が施設整備を行って最終処分場を確保しても、事業者本来の処理責任が蔑ろになるばかりで、廃棄物の発生抑制意識が働かない。 さらに、一旦公共による産業廃棄物処理をシステムに組み入れると、排出事業者等は公共を拠り所として他の方法を模索せず、結果として公共が産業廃棄物処理事業から撤退できなくなる恐れがある。

(排出事業者の責務)

・排出事業者は廃棄物の発生抑制に努め、処理しやすい仕組みを作っていかねばならないが、 県内の排出事業者全体がそのような動きになっていないこと、経営者の3Rに対する意識 や考え方が不十分で発生抑制への投資ができていない状況が明らかである。

(不法投棄との関係、処理施設の不足)

・不法投棄や不適正処理は、近隣に適当な産業廃棄物処理施設が無いことにより発生すると 言われるが、不法投棄等は処理費用を自己の利益に回すような行為者の順法精神の欠如に よるものであって、処理施設の不足によりやむにやまれず行った事案はない。つまり、不 法投棄と処理施設の有無とは直接的な因果関係は無く、公共が産業廃棄物処理事業に乗り 出せば解決するものではない。

(他県の事例)

- ・他県においては、公共関与による産業廃棄物処理事業の計画を具体化したものの、処理対象とした産業廃棄物の減少等により採算の見込みが立たず、計画を中止した事例が見受けられる。
- ・他県の産業廃棄物処理事業では、各種法整備によるリサイクルの進展等の影響で、当初の 事業計画に見合った処理量の確保が困難となって事業採算が確保できず、多額の公的な資 金投入がなければ経営が成立しない事例が見受けられる。また、事業主体に対する公的な 経営支援が地方自治体の財政を圧迫する問題も表面化している。

(排出事業者の事情)

・公共が関与する処理施設は、処理するものが均一かつ大量で日々きまった量を処理することでランニングコストが抑えられる。しかし、産業廃棄物は多種多様であるためそれが困難で、排出事業者は個々の事情に合った処理形態を細かく持った方が効率が良く、岐阜県内の産業廃棄物を処理する上で優位性がある。小さな処理施設が県内にいくつか設置された方がよいと考えると、民間の方が機動力がある。

(安価な処理料金への期待、初期投資、採算性、経営支援)

・排出事業者は、公共の産業廃棄物処理事業に対して処理料金の安さと信頼性の両面を期待している。しかし、公共が事業に参入する場合、民間事業者と比べてイニシャルコスト、ランニングコストともに過大となりやすく、県内の限られた顧客を対象に採算を確保しようとすれば、競合する民間よりも処理料金を高く設定せざるを得ず、排出事業者が求める「安さ」への期待に応えられない。加えて、産業廃棄物は経済原理によって処理料金のより安い施設に流れるので、処理料金を市場価格以下としなければ廃棄物が集まらず、より一層の採算割れが懸念される。そのような事態に至っても、顧客である民間がその経営責任を負うことはないので、結果として公共が税投入で事業を賄わねばならず、本来は排出事業者が負うべきコストを公共が穴埋めせざるを得ない状況を招く。

(変化への対応)

・現在の産業廃棄物処理事業は、産業構造の変化、経済状況の変化などにフレキシブルに対応しつつ技術の導入を図り、利益、効率を追求していかなければならないが、公の仕組みの中では、これらの状況への対応が困難である。他県でも、こうした変化への対応が取れないことなどの課題が表面化している。

(一般廃棄物との違い)

・一般廃棄物と産業廃棄物は排出から処理の仕組みが全く異なることについて、県民に理解されていない点がある。産業廃棄物の処理は、品目ごとに細分化して行われ、常に技術革新がある。リサイクルへのニーズなどへ速やかに対応するには、民間が望ましい。

(投資効果)

・産業廃棄物処理に関する施策は、給付だけを論じて課題が解決するものではなく、様々な 角度から複合的に施策を展開する必要性がある。県が産業廃棄物処理事業を実施すること が経営基盤等の面から困難となる中、事業に投入し得る多額の予算が確保できるならば、 産業廃棄物処理の原理原則に沿って、規制や支援における施策に回すことの方が現実的で ある

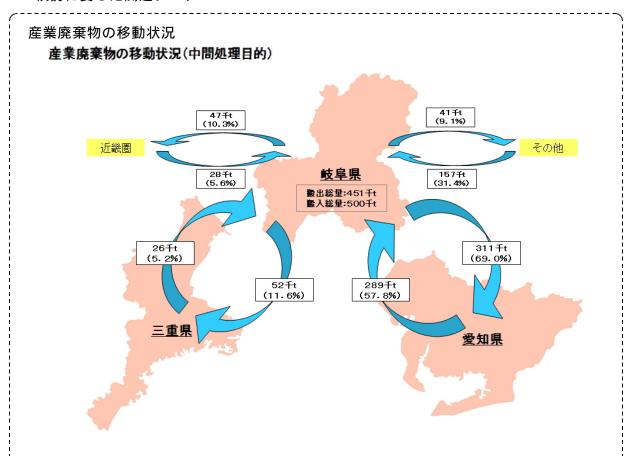
取り組むべき施策

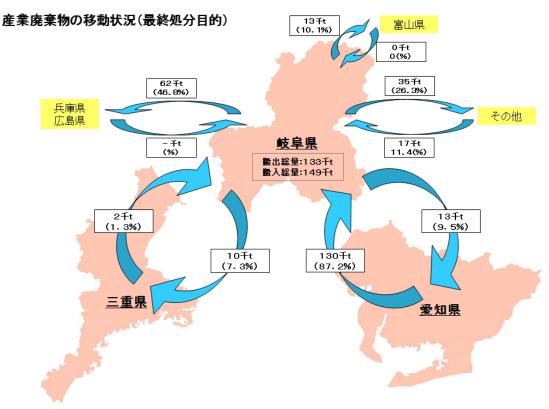
県内で排出される産業廃棄物の処理は、県内処理、県外処理の状況からすると総量のみでは概ね充足しており、ただちに県内の処理能力が不足して適正処理が確保できない状況にあるとは考え難い。しかし、廃プラスチック、建設混合廃棄物の多くが最終処分目的で県外搬出されるなど安定型最終処分場が不足傾向にあること、中小零細事業者において処理コストの負担が大きいことなどの課題が存在する。したがって今後は、一層の発生抑制、分別・リサイクルを推進し、最終処分量の削減のための中間処理施設の整備と平行して、必要となる最終処分場の整備を図ることが望ましい。

しかし、県内の産業廃棄物処理施設の整備においては、「規制」「支援」の項目において 述べたような数多くの課題を抱えている。それらの課題が施設整備の妨げとなって処理施設 の不足を招き、ひいては公共による産業廃棄物処理へのニーズに反映しているとすれば、本 来の産業廃棄物処理の仕組みが正常に機能していないと言えるので、県内の産業廃棄物処理 を円滑に進めるためには、まずこれらの課題を解決するための施策を優先すべきである。

また、公共による産業廃棄物処理事業は、他県の実情などを踏まえると採算の確保が極めて困難である。採算の確保のためには高額な処理料金を排出事業者に課す必要があるが、排出事業者がその負担を受け入れられないとすれば、多額の公的な資金投入なくして事業自体が成立せず、新たな課題を生む恐れが極めて高い。さらに、地球環境村推進構想策定当時の課題点は、その構想が実現しなかったにも係わらず、経済情勢の変化や法整備、企業努力等により大きく改善されている状況にある。

以上を踏まえると、県が処理しなければならない産業廃棄物を確認できないことおよび公 共による産業廃棄物処理事業の実施は、極めて事業リスクが高く、排出事業者等のニーズに 応えられないことから、現時点では、県が産業廃棄物処理事業を実施すべき状況にはない。





産業廃棄物をめぐる状況(岐阜県)~この4年間の変化

2000年度(平成12年度)

- ◆発生量4, 013. 4千トン/年
- ◆最終処分量388.3千トン/年
- ◆資源化量1,507千トン/年
- ◆発生量4,182.8千トン/年
- ◆最終処分量249.1千トン/年

2004年度(平成16年度)

◆資源化量1,701.0千トン/年

(4.2%增加) (35.8%減少) (12.9%增加)

- ◆不法投棄 925t(7件)
- ◆不法投棄罪検挙件数 71件
- ◆不法投棄 70t(2件)
- ◆不法投棄罪検挙件数 84件
- ◆最終処分場 22(安13 管9)
- ◆残存容量 801 千㎡
- (H13. 3. 31)
- ◆残余年数 2.1年
- ◆最終処分場 19(安10 管9)
- ◆残存容量 1,535千㎡ ◆残余年数 6.2年
- (H17. 3. 31)

(13.7%減)

(91.7%增) (195.2%增)

增設許可(2件 905 千㎡) H14年

残余年数= 残余容量÷最終処分量

(産業廃棄物処理動向調査報告概要(第1回委員会資料)より抜粋)

排出事業者、収集運搬業者、処分業者に対するアンケート結果

○今後必要性が高い処理施設

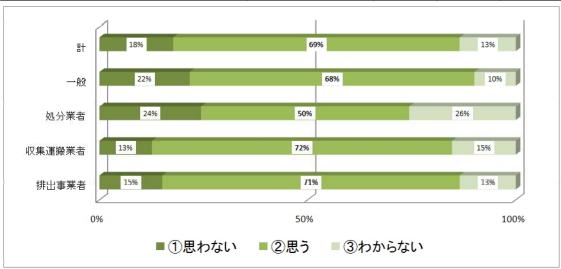
		排出等	事業者		即在课酬	50 77 ***
	①大規模	②中規模	③小規模	ā†	収集運搬	処分業
①自社の処理施設	5 (15%)	17 (9%)	28 (9%)	50 (10%)	15 (13%)	9 (11%)
②組合等による共同処理施設	1 (3%)	38 (20%)	72 (24%)	111 (21%)	14 (12%)	4 (5%)
③収集運搬業者の積替保管施設	1 (3%)	4 (2%)	22 (7%)	27 (5%)	20 (17%)	7 (8%)
④処分業者の中間処理施設	5 (15%)	20 (11%)	21 (7%)	46 (9%)	21 (18%)	7 (8%)
5高度なリサイクル能力を有した処分業者の処理施設	21 (62%)	62 (33%)	63 (21%)	146 (28%)	48 (42%)	34 (40%)
⑤多様な処理施設が集積したリサイクル団地	13 (38%)	41 (22%)	63 (21%)	117 (22%)	30 (26%)	22 (26%)
⑦安定型の最終処分場	4 (12%)	47 (25%)	66 (22%)	117 (22%)	29 (25%)	25 (29%)
②管理型の最終処分場	9 (26%)	38 (20%)	35 (12%)	82 (16%)	34 (30%)	29 (34%)
③遮断型に最終処分場	3 (9%)	13 (7%)	16 (5%)	32 (6%)	11 (10%)	9 (11%)
ゆわからない		26 (14%)	60 (20%)	86 (17%)	18 (16%)	15 (18%)
Dその他	1 (3%)	3 (2%)	1 (0%)	5 (1%)	4 (3%)	2 (2%)
â†	63	309	447	819	244	163
回答者数	34	186	301	521	115	85

(事業者の支援に関連するデータ(第8回委員会資料)より抜粋)

排出事業者、収集運搬業者、処分業者、一般県民に対するアンケート結果

■県が産業廃棄物処理施設などを設置し、産業廃棄物の処理を行うべきだと思うか

	排出事業者	収集運搬業者	処分業者	一般	計
①思わない	75	14	20	72	181
U547/4C1	15%	13%	24%	22%	18%
②思う	356	80	41	227	704
し 思り	71%	72%	50%	20 72 24% 22%	69%
③わからない	67	17	21	33	138
(3/13/13/14)	13%	75 14 20 72 15% 13% 24% 22% 356 80 41 227 71% 72% 50% 68% 67 17 21 33 13% 15% 26% 10%	13%		
āt	498	111	82	332	1,023



■「②思う」と回答した理由(複数回答、割合:対回答者数)

	排出事業者	収集運搬業者	処分業者	一般	計
①処分業者の信用がないから	37	10	5	101	153
ひ処方未有の信用がないから	10%	13%	12%	44%	22%
②処理施設が不足しているから	137	52	22	72	283
	37 10% から 137 38% うから 156 44% を県内で処理できるから 66 19% ぶると思うから 198	65%	54%	32%	40%
③処理料金が安くなると思うから	156	24	3	57	240
参照理科金加 女人はると志力から	44%	30%	% 7% 25% 18 31	34%	
 ④県外で処理しているものを県内で処理できるから	66	19	18	31	134
世界外に処理しているものを泉内に処理できるから	19%	24%	44%	101 44% 72 32% 57 25% 31 14% 138 61% 123 54%	19%
⑤不法投棄の減少につながると思うから	198	47	19	138	402
サイズ技業の減少にフォルると思りから	56%	59%	46%	61%	57%
®産業廃棄物処理は公共の仕事として位置付けるべきだから	196	37	19	123	375
9/生未戌来物処理は公共の仕事として位直刊けるべきだがら	55%	46%	46%	54%	53%
⑦その他	4	4	2	6	16
	1%	5%	5%	101 44% 72 32% 57 25% 31 14% 138 61% 123 54%	2%

(給付に関連するデータ(第9回委員会資料)より抜粋)

その他のデータ等

- ·岐阜県産業廃棄物処理動向調査報告概要(第1回委員会資料)
- ・全国の公共関与による産業廃棄物処理施設の整備状況(第1回委員会資料)
- ・産業廃棄物処理に関する公共関与の経過(第2回委員会資料)
- ·岐阜県産業廃棄物問題懇話会の提言関係資料(第2回委員会資料)
- ・岐阜県「地球環境村」推進構想(第2回委員会資料)
- ・産業廃棄物処理施設における処理経費及び処理料金について(第3回委員会資料)
- ・県内の下水道汚泥処理状況(第3回委員会資料)
- ・東海3県の産業廃棄物処理動向(第3回委員会資料)
- ・産業廃棄物の県外への移動状況(第4回委員会資料)
- ・産業廃棄物処理施設の整備における公共関与のタイプ別施策の状況(第4回委員会資料)
- ・産業廃棄物処理施設の整備に伴う立地地域への対応状況(第4回委員会資料)

- ¦・産業廃棄物処理施設の整備に関連した国の主な施策状況(第4回委員会資料)
- ・意見交換会開催結果(処分業者)(第7回委員会資料)
- ・意見交換会開催結果(住民第2回)(第8回委員会資料)
- ・給付に関連するデータ(第9回委員会資料)
- ・給付へのニーズと課題、対応策(第9回委員会資料)

(4)産業廃棄物に関する県の「広報」について

産業廃棄物の処理に関する県民理解の促進 現状認識

近年、地球温暖化問題やエネルギー問題、廃棄物の不法投棄問題などにより、人々の環境に対する関心は高まり、県内においても企業、県民レベルで様々な取り組みがなされている。 将来にわたってより良い生活環境を維持していくためには、こうした個々の取り組みをは じめとして、県民が負うべき責務はますます大きくなっていくものと考えられる。

しかし、こうした環境に対する関心の高まりとは裏腹に、県内の状況は好ましいものではない。県民生活から生まれる一般廃棄物の不法投棄は増加し、産業廃棄物の不適正処理等が後を絶たないなど、最低限のルールさえ守られていない状況が存在している。また、産業廃棄物やその処理に対する県民の正しい理解も浸透していない。

産業廃棄物は、そもそも県民生活と密接に関係する事業活動から生じるものであり、県内のどの地域においても例外なく排出されている身近な廃棄物である。

ところが、県民の多くは産業廃棄物の発生のプロセスに関わっているとの認識はなく、また、その処理に至っては直接関わることがないため、産業廃棄物に関する諸問題が県民共通の課題として認知されることはなく、断片的な情報から産業廃棄物に対する漠然とした不安を抱えたままで、諸問題の解決にはつながりにくい状況がある。

このため、県は産業廃棄物処理に関する県民の理解を促進するための施策を講じ、将来の 産業廃棄物の処理のあり方等について県民一人ひとりが考え、行動できる環境を整える必要 がある。

主な課題点

(正しい理解)

・廃棄物の不法投棄や不適正処理に関しては、生活環境を悪化させるものとして住民の関心 は高いが、産業廃棄物と一般廃棄物の違い、発生する原因や処理の仕組み等、廃棄物処理 に関する正しい知識が浸透しているとは言えない。こうした状況下では、産業廃棄物処理 施設に対する不安の解消や不法投棄等に対する住民の監視強化、廃棄物の発生抑制等には つながりにくい。

(排出者としての意識)

・一般廃棄物の不法投棄が増加している背景には、現代の生活において県民がゴミの処理に 触れる機会を失った結果、廃棄物処理が他人事となり、排出者の一人であるとする自覚や 責任が養われていないという状況がある。

(処理コストへの理解)

・廃棄物が生み出される原因や、生み出された廃棄物を適正に処理するには処理施設と一定の処理コストが必要であるということについて、一般県民レベルで理解が十分とは言えず、 消費者側からのアプローチとして3Rや適正処理の確保につながりにくい状況がある。

(情報の偏り)

・県民が目にしている廃棄物問題は、日常的には家庭ゴミなどの一般廃棄物であり、社会的にはマスコミ等での情報だけであって、産業廃棄物の発生に県民がどのように関わっており、県民生活のどの部分で何をしたらその問題が解決するかなどの議論がなされていないため、産業廃棄物の発生とその処理について県民にはほとんど理解されていない。

¦(課題の共有)

・産業廃棄物は、多くの県民が直接的、間接的に関わり、県民生活を支えている経済活動の中から必然的に生み出されるものであるにもかかわらず、一般的には「産廃問題は排出事業者の問題である。」とする声が多く、事業者と県民が互いに課題を共有し、産業廃棄物のありよう、あるべき処理の姿を指し示す状況に至っていない。

¦(環境教育)

・産業廃棄物や環境問題に関する県民理解を広げる手段として教育現場の活用は大変重要であり、県の環境行政と教育行政との連携が必要であるが、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく「環境教育」が施策の中で具体的に位置づけられていない。

取り組むべき施策

(正しい理解、排出者としての意識、処理コストへの理解、課題の共有)

・排出事業者、処理業者、行政等が連携し、産業廃棄物処理施設等を積極的に県民へ公開するなどにより、廃棄物の発生から処理、リサイクル等の過程について正しい知識を広め、 適正処理に関する県民の目を養い、ゴミ問題について考える機会を積極的に提供する。

(正しい理解、排出者としての意識、処理コストへの理解、情報の偏り)

・廃棄物処理における県民の責務を正しくかつ分かりやすく伝えるため、教育現場や生涯学習の場、イベント等において、各世代に対応した各種媒体を活用した啓蒙啓発活動を実施する。

(正しい理解、情報の偏り)

・県民の理解と信頼を獲得するため、排出事業者および処理業者が適正処理を徹底する努力 を重ねるとともに、そうした活動を広く情報発信する。

(環境教育)

・「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく「環境教育」 を施策の中に位置づけ、県民が廃棄物等に関する基礎的な知識を身につけるための具体的 な計画を関係部局が連携して定め、総合的な推進を図る。

検討に要した関連データ

排出事業者に対するアンケート結果

○排出事業者における社内(従業員)の理解の程度

	①大規模	②中規模	③小規模	計
①全く理解していない			3 (1%)	3 (1%)
②ほとんど理解していない		9 (5%)	20 (8%)	29 (6%)
③やや理解している	5 (15%)	31 (19%)	55 (21%)	91 (20%)
④おおむね理解している	22 (67%)	73 (45%)	128 (49%)	223 (49%)
⑤理解している	6 (18%)	50 (30%)	53 (20%)	109 (24%)
®わからない		1 (1%)	1 (0%)	2 (0%)
≣†	33	164	260	457

(産業廃棄物の理解に関連するデータ(第8回委員会資料)より抜粋)

排出事業者、収集運搬業者、処分業者に対するアンケート結果

○事業者から見た一般住民の理解の程度

		排出署		収集運搬	処分業	
	①大規模	②中規模	③小規模	Ħ	以未達取	地刀未
①全〈理解/礼〉		2 (1%)	8 (3%)	10 (2%)	7 (6%)	2 (2%)
②ほとんど理解なし	10 (34%)	30 (22%)	56 (23%)	96 (24%)	46 (40%)	33 (39%)
③やや理解	5 (17%)	51 (37%)	93 (39%)	149 (37%)	48 (41%)	32 (38%)
④おおむね理解	7 (24%)	35 (25%)	64 (27%)	106 (26%)	13 (11%)	14 (16%)
⑤理解している	1 (3%)	7 (5%)	3 (1%)	11 (3%)	0 (0%)	1 (1%)
©わからない	6 (21%)	14 (10%)	16 (7%)	36 (9%)	2 (2%)	4 (5%)
â †	29	139	240	408	116	86

(産業廃棄物の理解に関連するデータ(第8回委員会資料)より抜粋)

○ 理解の 促進策

		排出?	事業者		収集運搬	処分業
	①人規模	②中規模	③小規模	ā†	似果理旅	処が未
⊕特にない		6 (3%)	12 (4%)	18 (3%)	1 (1%)	2 (2%)
②排出事業者による適正処理の徹底	19 (56%)	67 (36%)	86 (29%)	172 (33%)	38 (33%)	33 (39%)
③処分業者による適正処理の徹底	18 (53%)	57 (31%)	75 (25%)	150 (29%)	26 (23%)	28 (33%)
④排出事業者によるPR活動や啓蒙啓発	8 (24%)	21 (11%)	27 (9%)	56 (11%)	19 (17%)	15 (18%)
⑤処分業者によるPR活動や啓蒙啓発	3 (9%)	28 (15%)	47 (16%)	78 (15%)	20 (17%)	14 (16%)
⑥行政によるPR活動や啓蒙啓発	17 (50%)	93 (50%)	135 (45%)	245 (47%)	73 (63%)	47 (55%)
⑦行政による産業廃棄物への理解・見識ある人材の育成	14 (41%)	41 (22%)	66 (22%)	121 (23%)	35 (30%)	33 (39%)
⊗わからない		4 (2%)	11 (4%)	15 (3%)	5 (4%)	8 (9%)
③その他			1 (0%)	1 (0%)	1 (1%)	3 (4%)
計	79	317	460	856	218	183
回答者数	34	186	301	521	115	85

(産業廃棄物の理解に関連するデータ(第8回委員会資料)より抜粋)

一般県民に対するアンケート結果

○県が県民に対し産業廃棄物処理、リサイクル等に関する啓発活動を行うこと

<u>し 泉が泉氏に利し性果焼果物処理、ササイブル</u>	寺に関りる合光/6
①必要ない	2 (1%)
②緩和	3 (1%)
③現状維持	91 (30%)
④強化	203 (67%)
⑤わからない	4 (1%)
計	303

(産業廃棄物の理解に関連するデータ(第8回委員会資料)より抜粋)

その他のデータ等

- ・意見交換会開催結果(処分業者)(第7回委員会資料)
- ・産業廃棄物の理解に関連するデータ(第8回委員会資料)

3 おわりに

世界経済の目まぐるしい変化とともに、国内の産業は大きく変容し続けている。十年前に 当然のこととして語られていたことが、今は全く意味をなさないことなど今日では当たり前 の世の中である。こうした産業の変化は産業廃棄物処理のありようも大きく変えることとな り、埋め立てるしかなかったもの、燃やすしかなかったものが、今では当然のようにリサイ クルされている。

十数年前、県が産業廃棄物処理事業に乗り出そうとした当時は、県内の産業廃棄物が行き場を失うことが懸念され、その対策が大きな課題であった。課題解決の手段として県が産業廃棄物処理を行うことは、当時の産業廃棄物を取り巻く状況からして選択肢の一つであったことは否めない。同様の課題は全国にも存在し、事業に乗り出した自治体のうち処理事業の実施に至った実例も見られる。

しかし、それらの実例においては、当初の課題に対する評価よりむしろ事業自体が新たな課題を生み、その課題解決にエネルギーを注がなければならない状況が顕著になっている。 つまり、現在の産業廃棄物処理のシステムの中で公共が産業廃棄物処理を担う場合、状況の変化に追従することの難しさを露呈しているのである。

このように、産業廃棄物に関する施策は常に産業の変化に対応していかねばならないから、数年に一度の調査等ではおよそ変化への対応は困難であり、県内の実情に合った施策を実行するためには、絶えず情報収集を怠らないことが必要である。すなわち、当委員会において提言した内容も既に過去のデータに基づくものであることから、県において早急に検討を行い早期に事業化するとともに、絶えず事業効果を検証し、将来を見据えた施策の実施を望むものである。同時に、当委員会では「実施すべき状況にはない」と結論づけた県による産業廃棄物処理事業についても、今後の状況次第では再検討の必要が生じることも視野に入れ、常に現状把握の必要があることを述べておかねばならない。

当委員会は産業廃棄物処理施設の整備において全く立場の異なる委員により、2年間にわたって議論を重ねてきた。県が設置するこの種の委員会としては、このこと自体が異例であったようで、当初は「はたして委員会として意見がまとまるのか。」と心配する声さえあった。確かに、これまで産業廃棄物処理施設に対する県民の受け止め方は、立場によって全く異なることが明白であり、一つのテーマについて共通の土台を築くことさえ困難に思えた。

しかし、議論の過程において広範なデータを収集するとともに、委員それぞれが現場に足を運び、多くの関係者から直接話を聞くなど様々な角度から現状把握に努め、忌憚のない意見をぶつけ合うことによって立場を超えた共通認識を持つに至った。その結果、意見の違いはあるものの、県として取り組むべき施策について多くの共通項を見いだすことができた。提言の4つ目の柱として県の「広報」を打ち出したのも、産業廃棄物の処理に関する県民理解の促進が今後の施策を進める上で極めて重要であると、委員会の活動を通じて改めて認識したことによるものである。

また、当委員会は審議の過程をすべて公開して開催してきた。その結果、委員会を傍聴された方々、アンケート調査、意見交換会等に協力いただいた方々から多くの意見が寄せられ、これらの意見の多くを本報告の中に反映させることができた。今後、県において施策の具体化に向けた検討がなされるであろうが、当委員会で得られた意見が引き継がれることを望むものである。

当委員会を通じて明らかとなったことの一つは、産業廃棄物処理施設の整備における公共 関与を巡る諸問題の解決には、本来、県民をあげて議論されるべき土壌づくりが重要な施策 だということである。その意味では、当委員会のあり方そのものが一つの具体例を示してき たのではないだろうか。県民共通の課題認識を持てば、将来への道筋が開けると信じてやま ない。

・岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会の活動状況

委員会の開催状況

第1回委員会(平成18年8月11日・議会棟)

議題・委員長選出、副委員長指名

- ・委員会運営要領案、委員会傍聴要領案の承認
- ・委員会の設立経緯及び検討事項について
- ・今後のスケジュールについて

第2回委員会(平成18年9月26日・県民ふれあい会館)

議題 ・県の公共関与に関する経緯について

- ・公共関与のあり方について 排出事業者の課題とニーズについて 産業廃棄物処理施設の必要性について
- ・産業廃棄物処理施設の視察等について
- ・今後の委員会活動について

第3回委員会(平成18年11月17日・議会棟)

議題 ・産業廃棄物処理施設等調査結果の報告について

・公共関与のあり方について 公共関与による産業廃棄物処理事業のコストについて 県内の下水汚泥の処理状況について 東海3県の産業廃棄物処理動向等について 産業廃棄物処理施設の整備に関する施策について

・今後の委員会活動について

第4回委員会(平成19年1月25日・議会棟)

議題 ・中小企業等から見た産業廃棄物処理施設の必要性について

- ・公共関与のあり方について
- ・今後の委員会活動について

第5回委員会(平成19年3月1日・岐阜県シンクタンク庁舎)

議題 ・中間報告書(案)について

- ・継続審議事項について
- ・今後の委員会活動について

中間報告書の提出(平成19年3月27日・県庁環境生活部長室)

第6回委員会(平成19年5月18日・議会棟)

議題

- ・平成19年度の委員会活動について
- ・平成19年度のスケジュールについて
- ・県下市町村の対応状況について 不法投棄事案の対応状況について 一般廃棄物処理施設における産業

一般廃棄物処理施設における産業廃棄物処理の状況について

・産業廃棄物の3Rに関連する研究開発の実施状況について

第7回委員会(平成19年8月27日・議会棟)

議題 ・ 産業廃棄物処理における規制について 産業廃棄物処理施設の設置許可等における手続きの透明性確保 産業廃棄物処理施設の設置等における住民同意 産業廃棄物の適正処理の確保 現行規制の強化、緩和

・岐阜県廃棄物処理計画について

第8回委員会(平成19年10月31日・議会棟)

議題 ・産業廃棄物処理における規制について

産業廃棄物処理施設の設置許可等における手続きの透明性確保 産業廃棄物処理施設の設置等における住民同意 産業廃棄物の適正処理の確保 その他

・産業廃棄物処理における支援について 事業者、団体に対する支援策 産業廃棄物処理施設にかかるリスクコミュニケーション 産業廃棄物処理における理解の促進策 産業廃棄物処理施設の立地地域に対するインセンティブ

第9回委員会(平成20年1月10日・議会棟)

議題 ・産業廃棄物処理における給付について

- ・最終報告に向けた課題の整理と対応策について
- ・最終報告の骨子案について

第10回委員会(平成20年2月29日・県民ふれあい会館) 議題 ・最終報告書(案)について

最終報告書の提出(平成20年3月21日・県庁第1応接室)

ワーキンググループの開催状況

- 第1回WG(平成18年9月5日·岐阜大学)
 - ・県の公共関与の経緯に関して
 - ・公共関与のあり方に関して
 - ・産業廃棄物処理の現状把握に関して
 - ・委員会の当面の活動目標に関して
 - ・傍聴人等の意見の取り扱いに関して
- 第2回WG(平成18年10月13日・岐阜大学)
 - ・県の公共関与の経過について
 - ・委員会による施設調査の報告について
 - ・公共関与のあり方の検討について
 - ・公共関与による産業廃棄物処理事業のコストについて
 - ・産業廃棄物処理の動向について
 - ・専門家等の招聘について
 - ・住民同意について
 - ・産業廃棄物情報交換制度について
- 第3回WG(平成18年12月12日・岐阜大学)
 - ・県下の中小零細企業の課題について
 - ・県下の工業団地における産業廃棄物の排出状況について
 - ・他県の施策状況について
 - ・産業廃棄物処理施設の整備に伴う地元対策について
 - ・国の施策状況について
 - ・県の規制について
- 第4回WG(平成19年2月15日・岐阜大学)
 - ・委員会の役割と今後の位置づけについて
 - ・中間報告書(案)の作成について
 - ・今後の検討事項について
- 第5回WG(平成19年3月26日·岐阜大学)
 - ・19年度の委員会活動について
 - ・関係者からの情報収集について
 - ・その他

第6回WG(平成19年5月24日・岐阜大学)

- ・アンケート調査について ・規制型、支援型、給付型について
- ・対象者(関係者)の範囲について
- ・意見交換会について
- ・今後の委員会スケジュールについて

第7回WG(平成19年6月22日・岐阜大学)

- ・排出事業者団体へのヒアリング状況について
- ・アンケート調査対象者の絞り込みについて
- ・意見交換会のメンバーの絞り込みについて
- ・アンケート調査の内容について
- ・意見交換会(住民)のテーマについて
- ・意見交換会のスケジュールについて
- ・専門家等の招聘について

第8回WG(平成19年8月8日・岐阜大学)

- ・アンケート調査の結果について
- ・意見交換会の開催結果について
- ・次回委員会の議題について
- ・廃棄物処理計画について
- ・その他

第9回WG(平成19年9月27日・岐阜大学)

- ・石井亨さんの招聘と第8回委員会のタイムスケジュールについて
- ・第8回委員会の議題について
- ・「規制」について
- ・「支援」について
- ・不法投棄、不適正処理事案の視察について

第10回WG(平成19年11月16日・岐阜大学)

- ・今後のスケジュール、委員会の議題について
- ・産業廃棄物処理施設の設置許可手続きについて
- ・適正処理の確保について
- ・最終報告の骨子について

第11回WG(平成19年12月18日·岐阜大学)

- ・第9回委員会の議題について
- ・最終報告に向けたWG案について

第12回WG(平成20年1月22日·岐阜大学)

・最終報告書案について

第13回WG(平成20年2月8日・岐阜大学)

・最終報告書案について

その他の活動状況

産業廃棄物処理施設等の調査

県内の産業廃棄物処理および施設の現状を把握するため、排出事業者、中間処理施設、 最終処分場を訪問し、施設の調査を実施した。

調査日:平成18年11月1日、平成18年11月7日 調査先

排 出 事 業 者: 各務原浄化センター(各務原市)・・・下水処理場

下水汚泥の排出

大福製紙(株)(美濃市)・・・製紙工場

製紙汚泥の排出

中間処理施設:住友大阪セメント(株)(本巣市)・・・焼却施設

汚泥、廃プラ等の中間処理施設、セメント原料に再利用

東濃ひのき製品流通協同組合(白川町)・・・焼却施設

木くずの中間処理施設、焼却時の熱利用で発電(利用・売却)

最終処分場:寿和工業(株)(多治見市)・・・管理型・安定型処分場

不法投棄・不適正処理事案の視察

県内の不法投棄等の現状を把握するため、特に多くの事案が発生している東濃地方を中心に視察を実施した。

視察日:平成19年11月9日

視察先

行政指導事案: 開発(瑞浪市日吉町内)・・・建設廃棄物の不法投棄

(有) (羽島市上中町内)・・・建設廃棄物の放置

行政処分事案:石原産業(瑞浪市稲津町内)・・・汚泥(フェロシルト)の不法投棄

西村建設(瑞浪市陶町内)・・・建設廃棄物の過剰保管

その他の事案:一般ゴミの不法投棄(多治見市大針町内)

自動車解体ゴミの放置(多治見市昭栄町内)

専門家等の招聘

適正処理の確保に関する検討に役立てるため、香川県豊島の不法投棄問題の解決に尽力された石井亨氏を招聘し、豊島の事案に関してご講演いただいた。また、講演後に委員との意見交換を行った。

講演日:平成19年10月31日

会場:議会棟講師:石井亨氏

テーマ: 豊島の今と産廃行政のあり方

意見交換会の開催

産業廃棄物処理施設等に利害を有する者から、アンケート調査等では得がたい意見を 収集するため、県民、処理業者に参加をいただき意見交換会を開催した。

開催日:平成19年7月31日 ・・・住民側(第1回)

平成19年8月20日 ・・・処理業者側

平成19年10月3日 ・・・住民側(第2回)

会 場:岐阜県シンクタンク庁舎

岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会委員一覧

役 職	氏 名	所属団体等	備考
委員 長	堀内 孝次	岐阜大学応用生物科学部教授	
副委員長	守富寛	岐阜大学大学院工学研究科教授	
委 員	清水 佳子	環境市民ネットワークぎふ副代表	H19.3まで
	小林由紀子	環境カウンセラー、環境市民ネットワークぎふ	H19.5から
	田辺 桜子	NPO法人 ごみGネット	
	兼松 秀代	放射能のゴミはいらない!市民ネット・岐阜代表	
	加藤 光貞	元岐阜地域産業廃棄物処理推進協議会会長	
	前田 守廣	(社)岐阜県建設業協会副会長	H19.4まで
	堀 義博	(社)岐阜県建設業協会環境委員会委員	H19.5から
	中本 貞実	(社)岐阜県産業環境保全協会理事長	H18.9まで
	後藤 利夫	(社)岐阜県産業環境保全協会副理事長	H18.10から
	森朴 繁樹	岐阜県産業廃棄物処理協同組合理事長	
	西寺 雅也	岐阜県市長会会長(多治見市長)	H19.4まで
	森 真	岐阜県市長会会長(各務原市長)	H19.8から
	谷口 尚	岐阜県町村会会長(白川村長)	H19.6まで
	稲葉 貞二	岐阜県町村会会長(養老町長)	H19.6から

ワーキンググループメンバー

役 職	氏 名	所属団体等	備考
リーダー	守富	岐阜大学大学院工学研究科教授	
メンバー	清水 佳子	環境市民ネットワークぎふ副代表	H19.3まで
	小林由紀子	環境カウンセラー、環境市民ネットワークぎふ	H19.5から
	兼松 秀代	放射能のゴミはいらない!市民ネット・岐阜代表	
	加藤 光貞	元岐阜地域産業廃棄物処理推進協議会会長	
	森朴 繁樹	岐阜県産業廃棄物処理協同組合理事長	
協力	田辺 桜子	NPO法人 ごみGネット	
	堀 義博	(社)岐阜県建設業協会環境委員会委員	H19.5から

委員会活動に協力いただいた方々

[個人] (順不同、敬称略)

長田 雅弘	(株)環境計画代表、岐阜市在住	意見交換会(氓)
早川しょうこ	土岐市在住	同上
國井 一朗	環境カウンセラー、会社員、高山市在住	同上
岡本 隆子	御嵩町議会議員、御嵩町在住	同上、アンケート調査(-般県民)
寺町 知正	くらし しぜん いのち 岐阜県民ネットワーク事務局、 山県市議会議員、 山県市在住	同上
立花 昌浩	(株)國本起業 常務取締役	意見交換会(処分業)
粥川 長司	(株)粥川商店 代表取締役	日上
鈴木 昌二	住友大阪セメント(株)岐阜工場 環境課長	同上
井戸 輝雄	(株)りゅういき 代表取締役社長	同上
齊藤 重樹	寿和工業(株) 専務取締役	同上
山田 久	岐阜県解体・建廃事業協同組合 専務理事	同上
石井 亨	豊島公害調停選定代表人、元香川県議会議員	講演会講師
海野 修治	各務原市在住	アンケート調査(一般県民)
津田 秀代	可児市在住	同上
加藤 匡子	可児市在住	同上
委員会傍聴者	県内在住	同上

「事業者および団体等)

(順不同、敬称略)

[事業有のよび凶体寺]	(順小門、耿小哨)
寿和工業(株) 多治見事業所	施設調査(処分業者、管理型最終処分場)
東濃ひのき製品流通協同組合 森林資源活用センター	施設調査(処分事業者、焼却施設) ヒアリング
(財)岐阜県浄水事業公社 各務原浄化センター	施設調査(排出事業者、汚泥脱水施設)
大福製紙(株)	施設調査(排出事業者、汚泥脱水施設)
住友大阪セメント(株) 岐阜工場	施設調査(処分業者、焼却・焼成施設、破砕施設)
岐阜県建設産業団体連合会	アンケート調査(排出事業者)
(社)岐阜県建設業協会	同上
岐阜県瓦葺組合	同上
岐阜県染色工業協同組合	同上
県内の多量排出事業者各社	同上
岐阜県電気工事業工業組合	アンケート調査(排出事業者)、ヒアリング
岐阜県建築組合連合会	同上
岐阜県建設型わく協同組合	同上
岐阜県関刃物産業連合会	同上
協同組合飛騨木工連合会	同上
瑞浪陶磁器工業協同組合	同上
駄知陶磁器工業協同組合	同上
笠原陶磁器工業協同組合	同上
岐阜県窯業原料協同組合	同上
岐阜県紙業連合会	同上
岐阜県プラスチック工業組合	同上
岐阜県木材協同組合連合会	同上
岐阜県陶磁器工業協同組合連合会	ヒアリンク゛
岐阜県砂利協同組合	同上
岐阜県生コンクリート工業組合	同上
G L 2 1 (グリーンライフ 2 1)	同上
岐阜県清掃事業協同組合	同上
(社)岐阜県産業環境保全協会	アンケート調査(排出事業者、収集運搬業、処分業)
岐阜県解体・建廃事業協同組合	アンケート調 査 (処分業)
岐阜環境調査市民学術委員会	アンケート調査(一般県民)
岐阜県廃棄物適正処理監視モニター	同上
岐阜県ふるさと環境保全委員会委員	同上

別紙1 検討項目のマトリックス

状 把 握 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	検討項目 ■廃棄物処理法 ■県内の産業廃棄物処理の動向 ■東海3県の産業廃棄物処理の動向	大企業	非出事業者中小企業	零細企業	収集運搬	処理業者 中間処理	最終処分	住民
状 把 握 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■県内の産業廃棄物処理の動向 ■東海3県の産業廃棄物処理の動向							
状 把 握 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■県内の産業廃棄物処理の動向 ■東海3県の産業廃棄物処理の動向							
把握	■東海3県の産業廃棄物処理の動向							
握								
•	■産業廃棄物の県内外への移動状況							
	■県内の排出事業者における産業廃棄物処理の現状と課題							
	■県内の収集運搬業者における産業廃棄物処理の現状と課題							
 	■県内の処分業者における産業廃棄物処理の現状と課題							
-	■県民の産業廃棄物処理に対する現状認識と課題							
	■県内の中小企業団体における産業廃棄物処理の状況							
	■県内の新工業団地における産業廃棄物の排出状況							
•	■県内の下水汚泥の処理状況							
	■産業廃棄物処理施設の整備に関連した県、他県及び国の施策状況							
規』	■岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例							
#11	■岐阜県産業廃棄物の適正処理等に関する指導要綱							
型 ■	■県の産業廃棄物関連の規制にかかる経緯							
	■県の産業廃棄物処理施設の設置許可手続きにおける現状と課題、対応策							
•	■他県の産業廃棄物処理施設の設置許可手続きにおける事例							
	■県の住民同意取得要件における現状と課題、対応策							
	■他県の住民同意取得要件等の状況							
	■県内の産業廃棄物の適正処理確保における現状と課題、対応策							
	■その他の県の条例、要綱における規制の状況							
支▮	■県の産業廃棄物処理に関する支援策							
1302	■県内の一般廃棄物処理施設における産業廃棄物処理の状況							
型 ■	■排出事業者、処理業者のニーズと支援の具体策							
	■産業廃棄物処理におけるリスクコミュニケーション							
	■産業廃棄物処理施設の整備におけるインセンティブ							
•	■産業廃棄物に関する県民の理解							
+								
給	■全国の公共関与による産業廃棄物処理事業の現状と課題							
	■県の産業廃棄物処理に関する公共関与の経過、当時の背景							
型 ■	■公共関与による産業廃棄物処理事業に対するニーズとその理由、対応策							
	■公共関与による産業廃棄物処理事業の採算性							
	■産業廃棄物処理施設の整備に伴う立地地域への対応状況							

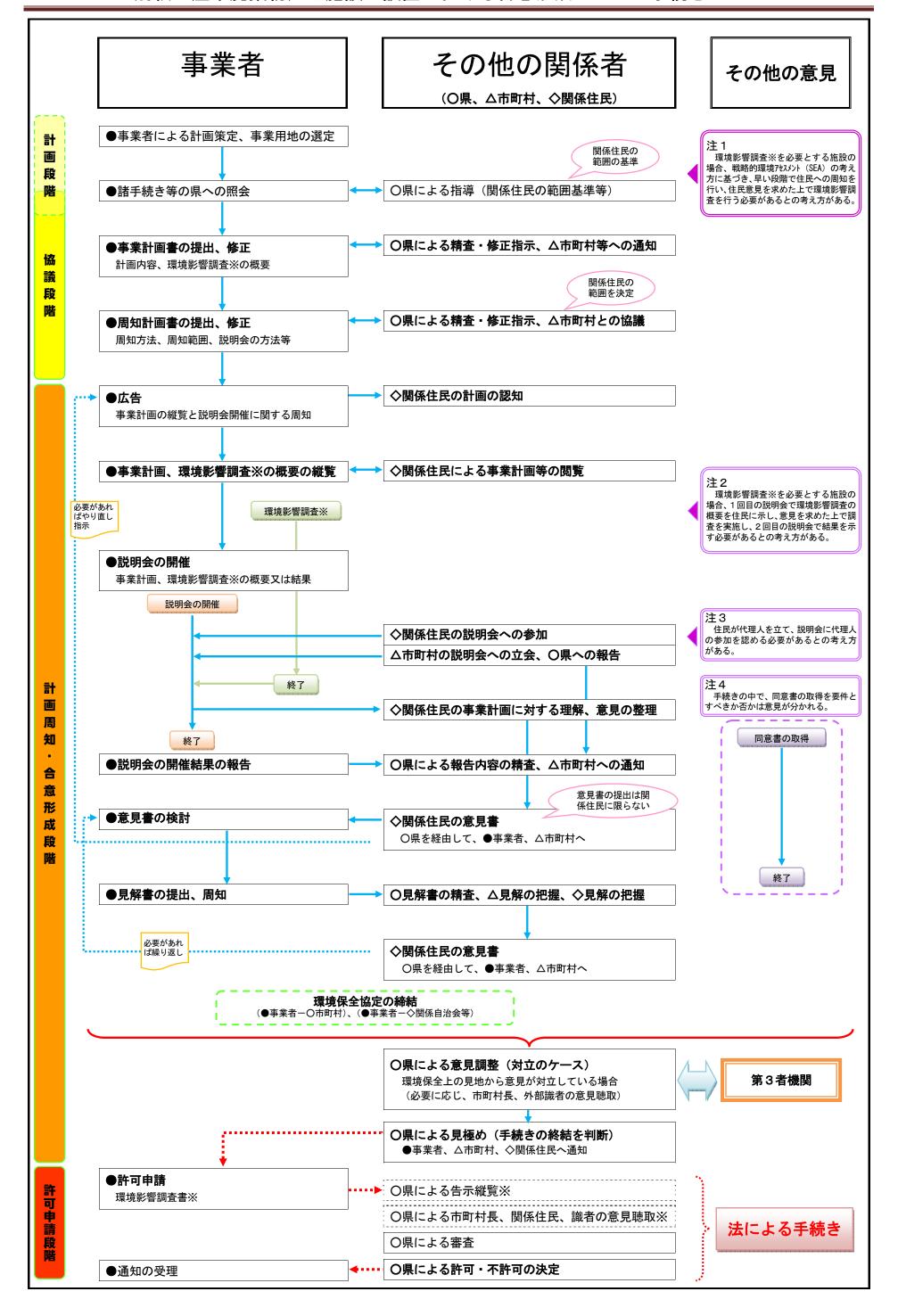
別紙2 検討に必要としたデータの収集項目

項 目		主な	データを使用した		
現 日	現状把握	規制	支援	給付	主な開催回
県内の産業廃棄物処理の動向	•			•	1,3,4,9
愛知県、三重県の産業廃棄物処理の動向	•				3
岐阜県「地球環境村」推進構想の策定前後の経過	•			•	1,2,3,9
岐阜県「地球環境村」推進構想の策定当時の産業廃棄物処理の動向	•			•	2,3
県、他県及び国の産業廃棄物処理施設の整備における施策状況	•	•	•	•	4
県内の産業廃棄物処理に関する状況(排出事業者、収集運搬業者、処分業者、一般県民における現状と課題、ニーズ等)	•	•	•	•	3,7,8,9
県内の中小企業団体における産業廃棄物処理の状況	•		•		4.8
県内の新設工業団地における産業廃棄物の排出状況	•				4
県内の下水汚泥の処理状況	•			•	3
県の産業廃棄物処理における規制の経緯		•			4
県の産業廃棄物処理施設の設置にかかる住民同意に関する経緯		•			7
他県の産業廃棄物処理施設設置に係る手続きの事例		•			8
他県の産業廃棄物処理施設設置時の住民同意取得等の状況		•			4.8
県内の廃棄物処理における不適正処理等の状況	•	•			2,6,9
他県の産業廃棄物処理における不適正処理の事例		•			8
県内の一般廃棄物処理施設における産業廃棄物処理の状況	•		•		6
県の産業廃棄物の3Rに関連する研究開発の実施状況			•		6
全国の公共関与による産業廃棄物処理事業の実施状況	•	2		•	1,4,9
他県の公共関与による産業廃棄物処理事業におけるコストと処理料金の事例				•	3,9
(財)地球環境村ぎふにおける採算性の試算				•	3,9
他県の公共関与による産業廃棄物処理事業に伴う立地地域への対応事例				•	4

※上記の各項目は別紙1の各検討項目に関連づけて具体的にデータの収集を行ったもの。

別紙3 データの収集方法

照内の産業廃棄物処理の動向				収集方法								
愛知県、三重県の産業廃棄物処理の動向 岐阜県「地球環境村」推進構想の策定前後の経過 岐阜県「地球環境村」推進構想の策定当時の産業廃棄物処理の動向 県、他県及び国の産業廃棄物処理施設の整備における施策状況 勇内の産業廃棄物処理に関する状況(映集運搬業者における現状と課題、ニーズ等) 県内の産業廃棄物処理に関する状況(処象運搬業者における現状と課題、ニーズ等) 県内の産業廃棄物処理に関する状況(処象運搬業者における現状と課題、ニーズ等) 県内の産業廃棄物処理に関する状況(処象運搬業者における現状と課題、ニーズ等) 県内の産業廃棄物処理に関する状況(一般県民における現状と課題、ニーズ等) 県内の産業廃棄物処理に関する状況(一般県民における現状と課題、ニーズ等) 県内のアル企業団体における産業廃棄物処理の状況 県内の下水汚泥の処理状況 県内の野政工業団地における産業廃棄物処理の状況 県内の下水汚泥の処理状況 県内の外処理における規制の経緯 県の産業廃棄物処理施設設置に係る手続きの事例 他県の産業廃棄物処理施設設置時の住民同意に関する経緯 他県の産業廃棄物処理施設設置時の住民同意に関する経緯 他県の産業廃棄物処理施設設置時の住民同意取得等の状況 県内の廃棄物処理における不適正処理等の状況 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	項目	料等の			ケート	者と の意 見交	ヒア リング 調査	上の 掲載	現地調査	家等の		
世阜県「地球環境村」推進構想の策定前後の経過 世阜県「地球環境村」推進構想の策定当時の産業廃棄物処理の動向 県、他県及び国の産業廃棄物処理施設の整備における施策状況 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	県内の産業廃棄物処理の動向	•										
岐阜県「地球環境村」推進構想の策定当時の産業廃棄物処理の動向	愛知県、三重県の産業廃棄物処理の動向	•										
県、他県及び国の産業廃棄物処理施設の整備における施策状況 県内の産業廃棄物処理に関する状況(排出事業者における現状と課題、ニーズ等) 県内の産業廃棄物処理に関する状況(収集運搬業者における現状と課題、ニーズ等) 県内の産業廃棄物処理に関する状況(処分業者における現状と課題、ニーズ等) 県内の産業廃棄物処理に関する状況(処分業者における現状と課題、ニーズ等) 県内の中小企業団体における産業廃棄物処理の状況 県内の町能工業団地における産業廃棄物処理の状況 県内の下水汚泥の処理状況 県内の下水汚泥の処理状況 県の産業廃棄物処理における規制の経緯 県の産業廃棄物処理施設の設置にかかる住民同意に関する経緯 他県の産業廃棄物処理施設の設置に係る手続きの事例 他県の産業廃棄物処理施設設置時の住民同意取得等の状況 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	岐阜県「地球環境村」推進構想の策定前後の経過	•								L		
県内の産業廃棄物処理に関する状況(収集運搬業者における現状と課題、ニーズ等) 県内の産業廃棄物処理に関する状況(収集運搬業者における現状と課題、ニーズ等) 県内の産業廃棄物処理に関する状況(処分業者における現状と課題、ニーズ等) 県内の産業廃棄物処理に関する状況(処分業者における現状と課題、ニーズ等) 県内の中小企業団体における産業廃棄物処理の状況 県内の中小企業団体における産業廃棄物の理の状況 県内の下水汚泥の処理状況 県内の下水汚泥の処理状況 県の産業廃棄物処理における規制の経緯 他県の産業廃棄物処理における規制の経緯 他県の産業廃棄物処理施設の設置に係る手続きの事例 他県の産業廃棄物処理施設設置に係る手続きの事例 他県の産業廃棄物処理における不適正処理等の状況 県内の中、企業廃棄物処理における不適正処理等の状況 県内の・食業廃棄物処理における不適正処理の事例 県内の一般廃棄物処理における不適正処理の事例 県内の一般廃棄物処理における産業廃棄物処理の状況 県内の一般廃棄物処理における産業廃棄物処理の状況 県の産業廃棄物の3Rに関連する研究開発の実施状況 全国の公共関与による産業廃棄物処理事業の実施状況 全国の公共関与による産業廃棄物処理事業におけるコストと処理料金の事例 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		•								 		
県内の産業廃棄物処理に関する状況(収集運搬業者における現状と課題、ニーズ等) 県内の産業廃棄物処理に関する状況(処分業者における現状と課題、ニーズ等) 県内の企業廃棄物処理に関する状況(一般県民における現状と課題、ニーズ等) 県内の中小企業団体における産業廃棄物処理の状況 県内の新設工業団地における産業廃棄物の排出状況 県内の下水汚泥の処理状況 県内の下水汚泥の処理状況 県の産業廃棄物処理における規制の経緯 県の産業廃棄物処理における規制の経緯 県の産業廃棄物処理施設設置に係る手続きの事例 他県の産業廃棄物処理施設設置時の住民同意取得等の状況 県内の廃棄物処理における不適正処理等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	県、他県及び国の産業廃棄物処理施設の整備における施策状況	•	•					•		 		
県内の産業廃棄物処理に関する状況(処分業者における現状と課題、ニーズ等) 県内の産業廃棄物処理に関する状況(一般県民における現状と課題、ニーズ等) 県内の中小企業団体における産業廃棄物処理の状況 県内の新設工業団地における産業廃棄物の排出状況 県内の新設工業団地における産業廃棄物の排出状況 県内の下水汚泥の処理状況 県の産業廃棄物処理における規制の経緯 県の産業廃棄物処理における規制の経緯 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	県内の産業廃棄物処理に関する状況(排出事業者における現状と課題、ニーズ等)				•		•		•	 		
県内の産業廃棄物処理に関する状況(一般県民における現状と課題、ニーズ等) 県内の中小企業団体における産業廃棄物処理の状況 県内の新設工業団地における産業廃棄物の排出状況 県内の下水汚泥の処理状況 県の産業廃棄物処理における規制の経緯 県の産業廃棄物処理施設の設置にかかる住民同意に関する経緯 他県の産業廃棄物処理施設設置に係る手続きの事例 他県の産業廃棄物処理施設設置に係る手続きの事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					•					 		
県内の中小企業団体における産業廃棄物処理の状況	県内の産業廃棄物処理に関する状況(処分業者における現状と課題、ニーズ等)				•	•			•	 		
県内の中小企業団体における産業廃棄物処理の状況					•	•				 		
県内の下水汚泥の処理状況 県の産業廃棄物処理における規制の経緯 県の産業廃棄物処理施設の設置にかかる住民同意に関する経緯 他県の産業廃棄物処理施設設置に係る手続きの事例 他県の産業廃棄物処理施設設置時の住民同意取得等の状況 県内の廃棄物処理における不適正処理等の状況 ・ ● ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			•				•			 		
県の産業廃棄物処理における規制の経緯 県の産業廃棄物処理施設の設置にかかる住民同意に関する経緯 他県の産業廃棄物処理施設設置に係る手続きの事例 他県の産業廃棄物処理施設設置時の住民同意取得等の状況 県内の廃棄物処理における不適正処理等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			•							 		
県の産業廃棄物処理における規制の経緯 県の産業廃棄物処理施設の設置にかかる住民同意に関する経緯 他県の産業廃棄物処理施設設置に係る手続きの事例 他県の産業廃棄物処理施設設置時の住民同意取得等の状況 県内の廃棄物処理における不適正処理等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			•							 		
他県の産業廃棄物処理施設設置に係る手続きの事例 他県の産業廃棄物処理施設設置時の住民同意取得等の状況 県内の廃棄物処理における不適正処理等の状況 他県の産業廃棄物処理における不適正処理の事例 県内の一般廃棄物処理施設における産業廃棄物処理の状況 ・ 県の産業廃棄物の3Rに関連する研究開発の実施状況 全国の公共関与による産業廃棄物処理事業の実施状況 ・ 他県の公共関与による産業廃棄物処理事業におけるコストと処理料金の事例 (財)地球環境村ぎふにおける採算性の試算	県の産業廃棄物処理における規制の経緯	•								L		
他県の産業廃棄物処理施設設置時の住民同意取得等の状況	県の産業廃棄物処理施設の設置にかかる住民同意に関する経緯	•								 		
県内の廃棄物処理における不適正処理等の状況 他県の産業廃棄物処理における不適正処理の事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	他県の産業廃棄物処理施設設置に係る手続きの事例			•				•		 		
世界の産業廃棄物処理における不適正処理の事例 県内の一般廃棄物処理施設における産業廃棄物処理の状況 県の産業廃棄物の3Rに関連する研究開発の実施状況 全国の公共関与による産業廃棄物処理事業の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	他県の産業廃棄物処理施設設置時の住民同意取得等の状況	•		•				•				
県内の一般廃棄物処理施設における産業廃棄物処理の状況 県の産業廃棄物の3Rに関連する研究開発の実施状況 全国の公共関与による産業廃棄物処理事業の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	県内の廃棄物処理における不適正処理等の状況	•						•	•	 		
県の産業廃棄物の3Rに関連する研究開発の実施状況 全国の公共関与による産業廃棄物処理事業の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	他県の産業廃棄物処理における不適正処理の事例					•				•		
全国の公共関与による産業廃棄物処理事業の実施状況	県内の一般廃棄物処理施設における産業廃棄物処理の状況		•							 L		
他県の公共関与による産業廃棄物処理事業におけるコストと処理料金の事例 (財)地球環境村ぎふにおける採算性の試算	県の産業廃棄物の3Rに関連する研究開発の実施状況		•							 		
(財)地球環境村ぎふにおける採算性の試算 ●	全国の公共関与による産業廃棄物処理事業の実施状況	•		•				•		 		
	他県の公共関与による産業廃棄物処理事業におけるコストと処理料金の事例			•				•		 		
他県の公共関与による産業廃棄物処理事業に伴う立地地域への対応事例	(財)地球環境村ぎふにおける採算性の試算	•								 		
	他県の公共関与による産業廃棄物処理事業に伴う立地地域への対応事例			•				•				



【用語の説明】

報告書で用いる用語の例は、以下による。

[規程関係]

廃掃法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号)

条例

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例(平成 11 年 12 年 15 日岐 阜県条例第 10 号)

要綱

岐阜県産業廃棄物の適正処理等に関する指導要綱(最終改正平成 11 年 12 月 15 日告示第 763 号)

[産業廃棄物関係]

産業廃棄物

範囲は、廃掃法の例による。廃掃法においては、産業廃棄物とは「事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」(20 品目)と定義している。(付表1参照)

産業廃棄物処理業

範囲は、廃掃法の例による。報告書で「処理業者」と記載した場合は、それぞれ、廃掃法の定義に従い「収集運搬業者+処分業者」を、「処分業者」と記載した場合は「中間処理業者+最終処分業者」を示す。(付表2参照)

産業廃棄物処理施設

廃掃法により設置にあたって許可を要するもの及び条例で設置の届出を義務付けている小規模な処理施設を、総称して「産業廃棄物処理施設」と呼ぶ。(付表3参照)

[検討委員会関係]

インセンティブ

直訳すると、奨励・刺激・報奨の意味であり、報告書では、産業廃棄物処理施設整備を促進するため、周辺地域がその立地を受け入れる見返りとして、処理事業主体とは別の公共が、周辺地域の道路等公共施設整備を優先的に行う等の報償策を講ずることを指す。

3 R

Reduce (リデュース:廃棄物の発生抑制)、Reuse (リユース:再使用)、Recycle (リサイクル:再資源化)。これらの3つの頭文字をとったもので、一般的に、資源循環型社会を形成するためのキーワードとして使用されている。

マトリックス化による 検討 行に属する事象と列に属する事象により構成される二次元的な表に 着目して、問題を明確化する方法である。

検討委員会では、縦軸に各課題を、横軸に対象(排出事業者、処理 業者、住民等)を取り、その交点において、データの有無、収集の 要否を精査し、必要な場合は、収集等を行った上で得られたデータ の解析、検討を実施した。(付表4参照)

地球環境村推進構想

「岐阜県「地球環境村」推進構想検討委員会」(庁内組織)が平成8年3月に策定。県内の廃棄物の適正処理の確保等を図るため、廃棄物対策五原則(安全第一、公共関与、リサイクルの徹底、複合行政、自己完結)に基づく廃棄物行政を推進し、地域一体となった廃棄物処理体制を整備することを目的とした。

併せ処理

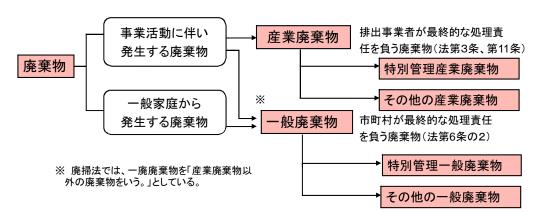
法第 11 条第 2 項の規定に基づき、市町村(一部事務組合)がその事務として、一般廃棄物とあわせて産業廃棄物の処理を行うことをいう。県内でも、市町村等が、自ら設置する一般廃棄物処理施設に地場産業に関連する等の品目の産業廃棄物を受け入れている事例がある。

リスクコミュニケーション

利害関係者(事業者、住民、行政)の間で関係施設などから発生する「リスク(環境リスク)」に関する情報を共有化し、対等の立場で意見を交換しあうことにより相互理解を深め、より良い関係を確立して環境リスクの低減を目指すプロセス全体を指す。

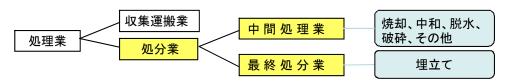
「付表1]

廃掃法で定める廃棄物



「付表2]

産業廃棄物処理業の種類



[付表3]

[廃掃法上、設置の許可が必要となる施設 (第15条第1項関係)]

汚泥の脱水施設、乾燥施設、焼却施設(いずれも、規模要件あり)/廃油の油分分離施設、焼却施設(いずれも、規模要件あり)/廃酸廃アルカリ中和施設(規模要件あり)/廃プラの破砕施設、焼却施設(いずれも、規模要件あり)/産廃である木くず又はがれきの破砕施設(規模要件あり)/有害物質又はダイオキシン含有汚泥コンクリート固化施設/水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設/汚泥廃酸廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設/PCB汚染物等焼却施設/PCB処理物等の分解施設/PCB汚染物等洗浄・分離施設/その他の産業廃棄物焼却施設(規模要件あり)/遮断型、安定型、管理型最終処分場

[条例上、設置の届出が必要となる施設]

産業廃棄物の処分を業として行っている者又は行おうとする者が設置する法第15条第1項の産業 廃棄物処理施設以外の産業廃棄物を処理する施設。

「付表4]

[マトリックス化による検討概念図]

	· 象	例)排出 事業者	例)住民 (の意思) 	•	•
題				(点において、デー
\square \downarrow \square				タが必要で	:Mに弱いて、) であると判断したが、 -タがなかったた
例)同意 - の必要性			\rightarrow \checkmark		一ト及び意見交換 、、収集した。
例)公共に よる施設 整備の必 要性					